

令和8年第3回（6月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和8年6月4日（木曜日）

議事日程 第1号

令和8年6月4日（木曜日）午前9時開議

- | | |
|--------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 閉会中の継続調査に関する委員長報告について |
| 日程第 5 | 請願・陳情文書表 |
| 日程第 6 | 発議第 2号 議員派遣の件について |
| 日程第 7 | 報告第 4号 令和7年度社会資本整備総合交付金事業町道真政悪戸線大沢田川付替工事（第2工区）変更請負契約の専決処分報告について |
| 日程第 8 | 報告第 5号 みなかみ町立桃野小学校旧校舎棟他解体工事請負変更契約の専決処分報告について |
| 日程第 9 | 報告第 6号 令和7年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| | 報告第 7号 令和7年度みなかみ町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について |
| | 報告第 8号 令和7年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| | 報告第 9号 令和7年度みなかみ町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第 10 | 報告第 10号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第 11 | 承認第 2号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について |
| | 承認第 3号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について |
| | 承認第 4号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について |
| 日程第 12 | 議案第 52号 みなかみ町固定資産評価員の選任について |
| 日程第 13 | 議案第 53号 令和8年度行政事務用パソコン購入契約の締結について |
| 日程第 14 | 議案第 54号 令和8年度みなかみ町おもちゃ美術館（仮称）改修工事請負契約の締結について |
| 日程第 15 | 議案第 55号 令和8年度社会資本整備総合交付金事業除雪車（除雪ドーザ5t級）購入契約の締結について |
| 日程第 16 | 議案第 56号 令和7年度（繰越）みなかみ町給食センター統合改修工事請負契約の締結について |
| 日程第 17 | 議案第 57号 令和8年度みなかみ町スクールバス（29人乗り）購入契約の締結について |

	議案第58号	令和8年度へき地児童生徒援助費等補助事業	みなかみ町スクールバス（29人乗り）購入契約の締結について
日程第18	議案第59号	みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例について	
	議案第60号	みなかみ町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について	
日程第19	議案第61号	財産処分について	
日程第20	議案第62号	財産処分について	
日程第21	議案第63号	町道路線廃止について	
	議案第64号	町道路線認定について	
日程第22	議案第65号	令和8年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）について	
日程第23	一般質問		
	◇ 石坂 武 君 . . .	1. 外部人材の積極的な活用に向け	
		2. 友好都市交流の推進に向け	
	◇ 阿部 清 君 . . .	1. 蛍光灯の生産終了に伴う町の対応	
		2. 道路沿い樹木の適正管理	
	◇ 鈴木美香 君 . . .	1. 伴走型の健康福祉事業について	
		2. 「みなかみ18湯」の現状について	
		3. 「ふるさと住民登録制度」の参画は	
		4. 行政におけるサイバーセキュリティの強化の取り組みは	

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1 番 河 合 史 将 君
 3 番 石 坂 欣 也 君
 5 番 茂 木 法 志 君
 7 番 鈴 木 美 香 君
 9 番 高 橋 視 朗 君
 11 番 森 健 治 君
 13 番 高 橋 市 郎 君

2 番 江 口 樹 君
 4 番 牧 田 直 己 君
 6 番 星 野 宗 央 君
 8 番 阿 部 清 君
 10 番 高 橋 久美子 君
 12 番 石 坂 武 君
 14 番 小 林 洋 君

欠席議員 な し

会議録署名議員

6 番 星 野 宗 央 君

9 番 高 橋 視 朗 君

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 大久保 利 男
 書記 原 澤 達 也

書記 林 佳代子

説明のため出席した者

町 長 阿 部 賢 一 君
 教 育 長 田 村 義 和 君
 財 政 課 長 中 西 紀 子 君
 会 計 課 長 竹 内 理 恵 君
 住 民 課 長 栗 原 和 子 君
 介護福祉課長 高 橋 輝 君
 上下水道課長 小 林 勲 君
 観光商工課長 本 間 泉 君
 学校教育課長 吉 田 武 春 君

副 町 長 茂 木 直 人 君
 総 務 課 長 鈴 木 伸 史 君
 企 画 課 長 小 池 俊 弘 君
 税 務 課 長 中 澤 聡 君
 健康推進課長 泉 経 征 君
 子育て支援課長 増 田 宗 昭 君
 農 林 課 長 田 村 覚 生 君
 地域整備課長 湯 本 昌 宏 君
 生涯学習課長 大 塚 裕 君

開 会

(午前9時 開会)

議 長（小林 洋君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたり多忙のところ定刻までに参集いただきまして誠にありがとうございます。

なお、上着につきましてはご自由にしていただいて結構ですが、発言のときは、申合せどおりをお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和8年第3回6月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（小林 洋君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長（阿部賢一君） 皆さん、おはようございます。

小林議長のお許しをいただきましたので、令和8年6月定例議会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日はご多忙のところ、ご出席の議員各位におかれましては、誠にありがとうございます。心より感謝を申し上げます。議会閉会中にも施策協議や調査活動、各常任委員会において精力的にご尽力いただいておりますことに、改めて敬意を表するとともに、心より感謝を申し上げます。

初夏を迎え、町内の自然はいよいよ緑深く、爽やかな季節となりました。田植作業も一段落し、みなかみの風土が育む豊かな田園風景が広がっております。

さて、5月には、国や県、近隣自治体との連携強化を図るため、多くの要望活動や総会に出席をいたしました。全国中山間地域振興対策協議会関東支部理事会・総会をはじめ、多様な場面で広域的な行政課題について活発に議論し、自治体間の連携を深めてまいりました。

また、本格的な出水期に当たり、町民の安全・安心を守るためのインフラ整備を重視し、道路整備促進全国大会や関東国道協会要望活動に出席し、精力的に要望活動を展開してまいりました。さらに、群馬県治水砂防協会三役会、全国治水砂防協会通常総会、全国源流の郷協議会総会にも出席し、源流の地にある当町において責務を自覚し、治山治水対策の促進並びにさらなる財源確保に努めてまいります。今後も、これらの活動で得た知見とネットワークを最大限に活用し、多くの課題に対し議会の皆様とも連携協力しながら、解決に向け取り組んでいく所存でございます。

本定例会に提案する案件は、報告7件、承認3件、人事1件、契約6件、条例2件、補

正予算1件、その他4件、計24件でございます。詳細につきましては、後ほどご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞ皆さん、よろしくお願い申し上げます。

開 議

議 長（小林 洋君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（小林 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

6 番 星 野 宗 央 君

9 番 高 橋 視 朗 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（小林 洋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にもお諮りいたしまして、本日6月4日より6月12日までの9日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日6月4日より6月12日までの9日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸報告

議 長（小林 洋君） 日程第3、議長諸報告を行います。

報告につきましては、5月26日に行われました全国町村議会議長・副議長研修会の議員派遣につきまして、議会に上程するいとまがありませんでしたので、会議規則第129条ただし書の規定により、議長において派遣を決定いたしましたので報告いたします。

派遣の目的は円滑な議会運営に資するため、場所は東京国際フォーラム、期間は令和8年5月26日、派遣議員は森健治副議長及び私、小林洋でありました。

これより3月定例会以降の主な事項について報告いたします。

13日、みなかみ中学校卒業証書授与式に出席いたしました。17日は、ぬまた聖苑焼骨灰供養に、森副議長と出席いたしました。19日は、にいはるこども園卒園式、20日は、茂左衛門地蔵尊奉納弓道大会、21日は、わかくりこども園卒園式、24日、町内6校の小学校の卒業式が執り行われ、議会を代表し、議長、森副議長、両常任委員長、総文副委員長と手分けで出席いたしました。

また、この日は、みなかみ町土地開発公社理事会、藤原湖マラソン大会実行委員会、みなかみ町遺族会本部役員懇親会も開催され、出席いたしました。25日は、つきよのこども園卒園式に出席し、27日は、台中市旅行商業同業公会懇談会には、森副議長が代理で出席いたしました。

4月に入り、1日は、教職員辞令交付式、3日は、町グラウンドゴルフ協会定期総会に出席し、5日は、村主八幡宮神社春季大祭、竹改戸小松八幡宮春季例大祭太々神楽が開催され、副議長が代理で出席いたしました。7日は、みなかみ中学校入学式、月夜野小学校開校式及び町内3つの小学校の入学式が挙行され、森副議長及び総文委員長と手分けで出席いたしました。

また、8日は、にいはるこども園入園式、9日は、つきよのこども園入園式、10日は、わかくりこども園の入園式が挙行され、出席いたしました。11日は、第12旅団相馬原駐屯地記念式典、13日は、みなかみ町老人クラブ連合会役員総会、14日は、谷川岳一ノ倉沢道路適正利用推進協議会、15日は、利根地方総合開発協会理事会、定例利根郡議長会、定例広域圏議員協議会とみなかみ町商工会青年部通常総会懇談会が開催され、出席いたしました。24日は、ゲートボール協会春季大会、27日は、町スポーツ協会総会、28日は、町遺族会役員総会に出席いたしました。

5月に入り、7日、大峰山山開き、8日、UDCみなかみオープニングセレモニー、13日、民生委員児童委員協議会総会、谷川岳プロジェクト実行委員会に出席いたしました。14日は、総文委員長と中学生海外派遣推進委員会、18日は、ホテルを守る会役員総会に出席いたしました。20日は、利根沼田広域市町村圏振興整備組合消防運営委員会、利根郡議長会総会、利根沼田広域市町村圏振興整備組合定例議員協議会、利根沼田学校組合議会議員協議会、利根郡スポーツ協会総会に出席いたしました。21日は、北部防火協会代議員総会、22日は、利根地方総合開発協会総会、24日は、みなかみ町生涯スポーツフェスティバル、25日は、群馬県町村議会議長会総会に出席いたしました。26日は、副議長とともに、全国町村議会議長・副議長研修会に出席し、みなかみ町商工会第21回通常総代会には、産観委員長が代理で出席いたしました。27日は、副議長、常任委員長と4名で、みなかみ町土地開発公社理事会、29日は、利根沼田農業協同組合通常総代会、みなかみ町スポーツ協会表彰式に出席いたしました。

6月に入り、2日は、片品村武尊山山開きに出席いたしました。

詳細につきましては、議会事務局で閲覧いただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、議長諸報告といたします。

日程第4 閉会中の継続調査に関する委員長報告について

議長（小林 洋君） 日程第4、閉会中の継続調査に関する委員長報告についてを議題といたします。

所管の委員長報告を求めます。

総務文教厚生常任委員会委員長阿部清君。

（総務文教厚生常任委員会委員長 阿部 清君登壇）

総務文教厚生常任委員会委員長（阿部 清君） それでは、総務文教厚生常任委員会で行いました視察についてご報告申し上げます。

5月12日、委員7名、議長、議会事務局、企画課、介護福祉課、子育て支援課、農林課、観光商工課、総務課、運転手を含めた総勢16名の参加をいただき、東京おもちゃ美術館の視察を行いました。

この視察の目的は、本町において整備を予定しているおもちゃ美術館について、先進事例である東京おもちゃ美術館を視察し、その設立趣旨や社会的意義、果たしている役割について理解を深めることを目的とし実施しました。

初めに、同館の運営を主導してきた多田理事長による施設概要及び設立経緯の説明を受けました。現在、おもちゃ美術館は、全国に15か所あり、みなかみ町は18番目にオープンする計画で進めている。事業を展開するには、運営の根幹をなすボランティア組織であるおもちゃ学芸員、その構築が最も重要な課題であり、みなかみ町では、最低でも150人規模のボランティア登録が必要であり、学芸員は町民だけでなく、近隣の沼田市や広域での組織づくりになるとのことであります。

また、木育拠点としての役割は、赤ちゃんからお年寄りまで楽しめる多世代交流の場を目指し、みなかみ町のヒノキやスギを生かし、場所の用途に応じて木材を使い分ける適材適所ミュージアムを構築し、年間の入館者は、観光客4万人、町民1万人の計5万人を想定し、入館料は仮に1,000円を目安として、町民は半額の500円を想定すると、約4,500万円の収入で黒字化を目指すとのことであります。

しかし、全国15館のうち3館が経営課題を抱えており、当町としても実際にこれだけの集客が見込めるのか、現実的な集客戦略が望まれます。町としては、既存の町有施設の有効活用を基本として進めている構想ではありますが、改修、整備には多額の費用がかかり、今後も資材価格の高騰など多くの課題が山積しています。

計画では、正職員が四、五人、アルバイトが10人から15人程度必要となり、人件費やこれに町の気候を踏まえると、光熱費が高額化する可能性があり、コストの増加が懸念されます。

今回の視察場所は、東京のほぼ中央に位置し、交通の便はよく、当町と比較することはできません。来訪者の大半がマイカー利用と想定されるため、今後は、駐車場の確保や鉄

道利用者向けの具体的な運行計画など、継続的に検討する必要があります。

運営には、初年度から黒字化を目指す方針のようですが、多田理事長からは、3年ぐらい指定管理料で支えてほしいという話もありました。しかし、町当局からは、指定管理料についての具体的な方針も示されておらず、黒字運営を目指すのであれば、指定管理料に頼らない運営を実現していただきたい。今後も、この構想については、全議員に注視していただき、委員長報告といたします。

議長（小林 洋君） 以上で総務文教厚生常任委員会委員長阿部清君の委員長報告を終わります。

日程第5 請願・陳情文書表

議長（小林 洋君） 日程第5、請願・陳情文書表を議題といたします。

今期定例会における請願・陳情は、文書表のとおりであります。

〔巻末 参考資料〕

議長（小林 洋君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第6 発議第2号 議員派遣の件について

議長（小林 洋君） 日程第6、発議第2号、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、別紙のとおり議員派遣をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、別紙のとおり議員派遣をすることに決定いたしました。

なお、この際、お諮りいたします。

ただいま議決いただきました事項について、諸般の事情により変更する場合には、その取扱いについては議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第7 報告第4号 令和7年度社会資本整備総合交付金事業町道真政悪戸線大沢田川付替工事 （第2工区）変更請負契約の専決処分報告について

議 長（小林 洋君） 日程第7、報告第4号、令和7年度社会資本整備総合交付金事業町道真政悪戸線大沢田川付替工事（第2工区）変更請負契約の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町 長（阿部賢一君） 報告第4号についてご説明を申し上げます。

令和7年7月臨時議会において、契約締結の議決を得て、大沢田川付替工事（第2工区）を施工してきたところですが、工事の進捗状況に伴い、河川区域内の抜根処理工及び大沢田川付け替えによる水替工等が必要となり、222万2,000円を増額し、契約金額を7,504万2,000円として変更契約するものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年3月18日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

以上です。

議 長（小林 洋君） 以上で報告第4号、令和7年度社会資本整備総合交付金事業町道真政悪戸線大沢田川付替工事（第2工区）変更請負契約の専決処分報告についてを終わります。

日程第8 報告第5号 みなかみ町立桃野小学校旧校舍棟他解体工事請負変更契約の専決処分報告について

議 長（小林 洋君） 日程第8、報告第5号、みなかみ町立桃野小学校旧校舍棟他解体工事請負変更契約の専決処分報告についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町 長（阿部賢一君） 報告第5号についてご説明を申し上げます。

令和7年9月議会定例会において契約締結の議決を得て、みなかみ町立桃野小学校旧校舍棟他解体工事を施工してきたところですが、工事の進捗に伴い、解体発生材の運搬処理数量の増加や、安全・安心な現場の確保のため、工事車両搬入・搬出に伴う交通誘導員の延べ人員数の増員などによる変更により、631万4,000円を増額し、契約金額を1億3,446万4,000円として変更契約するものであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年5月13日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

以上です。

議 長（小林 洋君） 以上で報告第5号、みなかみ町立桃野小学校旧校舍棟他解体工事請負変更契約の専決処分報告についてを終わります。

- 日程第9 報告第6号 令和7年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第7号 令和7年度みなかみ町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
報告第8号 令和7年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
報告第9号 令和7年度みなかみ町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議長（小林 洋君） 日程第9、報告第6号、令和7年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報告第9号、令和7年度みなかみ町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの以上4件を一括議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 報告第6号から報告第9号について、一括してご説明を申し上げます。

報告第6号、令和7年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、令和7年度から令和8年度へ、事業数として21事業、事業費として12億6,655万1,000円の繰越しを行いましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

事由別に申し上げますと、第1に、国の補正予算に対応し予算措置した事業において、事業実施期間が短期間であるため、年度内に事業完了できなかったものが、3款民生費、エネルギー・食料品等価格高騰生活支援給付金事業であります。

第2に、国・県等の事業の遅れの影響により繰り越したものが、6款農林水産業費のため池整備事業、8款土木費の狭あい道路拡幅整備事業の2事業であります。

第3に、事業関係者等との協議または調整等に不測の日数を要したため繰り越したものが、2款総務費の保育推進事業、かわまちづくり事業の2事業、6款農林水産業費の小規模農村整備事業、農業用排水路の長寿命化事業の2事業、8款土木費の単独道路改良事業、町道後閑1号幹線道路改良事業、橋梁長寿命化事業、消雪施設改修事業、町道真政悪戸線整備事業、空き家再生等推進事業の6事業であります。9款消防費の消防自動車ポンプ整備事業、10款教育費のカルチャーセンター管理運営事業、11款災害復旧費の土木施設災害復旧事業であります。

第4に、実施主体または債務者の事情により繰り越したものが、10款教育費の小中学校統合推進事業、月夜野学校給食センター管理運営事業の2事業であります。

第5に、補助対象者の事情により繰り越したものが、7款商工費のローカルスタートアップ支援事業であります。

第6に、年度末等の補助金交付申請により、事業実施期間が短期間であるため、年度内に事業完了できなかったものが、2款総務費の戸籍管理事業、コンビニ交付事業の2事業であります。

次に、報告第7号についてご説明を申し上げます。

令和7年度みなかみ町水道事業会計継続費繰越計算書の報告につきましては、水道施設

監視装置工事におきまして、令和7年度から令和8年度へ事業費として2,585万円の通次繰越しを行いましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定によりご報告を申し上げます。

次に、報告第8号についてご説明申し上げます。

令和7年度みなかみ町水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、令和7年度から令和8年度へ1事業、544万5,000円の繰越しを行いましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告を申し上げます。

事由につきまして、実施主体または債務者の事情により繰り越したものが、猿ヶ京大田和地区管路更新工事であります。

次に、報告第9号についてご説明申し上げます。

令和7年度みなかみ町下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、令和7年度から令和8年度へ、事業数として2事業、事業費として6,700万円の繰越しを行いましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりご報告申し上げます。

事由といたしましては、実施主体の事情により繰越したものとして、1款公共下水道事業資本的支出の中央圧送管更新工事及び2款特環下水道事業資本的支出の大田和地区管路布設工事について繰越しを行いました。

いずれもやむを得ない事情により繰越しを行ったものであります。

以上をもちまして、ご報告とさせていただきます。

議長（小林 洋君） 以上で報告第6号、令和7年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから報告第9号、令和7年度みなかみ町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの以上4件の報告を終わります。

日程第10 報告第10号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について

議長（小林 洋君） 日程第10、報告第10号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

町長より報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 報告第10号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてご説明を申し上げます。

令和7年度の事業概要であります。保有用地の事業収益の特別養護老人ホーム西嶺の郷用地について、土地の一部分の代金394万5,452円を清算いたしました。また、うららの郷につきまして、4件の売買契約を結びました。

決算の状況ですが、損益計算書をご覧ください。

事業収益から事業原価を差し引いた事業総利益は5万4,548円で、販売費及び一般管理費53万6,892円を、事業総利益から差し引いた事業損失は48万2,344円で

した。事業外収益 83 万 9,982 円から、借入金に対する支払利息等である事業外費用 25 万 5,340 円を差し引き、事業損失を合わせた経常利益が 10 万 2,298 円となり、最終当期純利益は、同額の 10 万 2,298 円でありました。

次に、貸借対照表をご覧ください。

資産の部は流動資産のみであり、資産合計は 6,747 万 883 円です。

負債の部は、流動負債の短期借入金になり、負債合計は 2,437 万 8,400 円になります。

資本の部ですが、基本財産の 500 万円と、前期繰越準備金 3,799 万 185 円と、当期純利益 10 万 2,298 円を合わせ、資本合計は 4,309 万 2,483 円となり、負債資本合計は 6,747 万 883 円となりました。

以上、土地開発公社の経営状況のご報告とさせていただきます。

議長（小林 洋君） 以上で報告第 10 号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてを終わります。

日程第 11 承認第 2 号 みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

承認第 3 号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

承認第 4 号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（小林 洋君） 日程第 11、承認第 2 号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてから承認第 4 号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてまでの以上 3 件を一括議題といたします。

町長より専決処分報告の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 承認第 2 号から承認第 4 号まで、一括してご説明を申し上げます。

いずれも地方税法等の一部を改正する法律が、令和 8 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、関連する条例について改正し、専決処分を行ったものであります。

初めに、承認第 2 号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例第 18 条の 3 及び第 19 条は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正であります。

条例第 33 条は、特定大口株主配当等の特定配当等への追加をするものであります。

条例第 80 条から第 91 条は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正であります。

条例附則第 7 条の 3 から第 8 条は、地方税法附則第 5 条の 4 の削除に伴う所要の整備及び適用期限の延長に伴う改正であります。

条例附則第 10 条の 2 は、地方税法附則第 15 条の改正に合わせて、項ずれの反映及び条例の項ずれによる改正であります。

条例附則第10条の3及び第10条の4は、法令改正に合わせて改正及び規定の整備をするものであります。

条例附則第10条の5は、令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等についての規定を新設するものであります。

条例附則第15条の2から第16条の2は、軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正であります。

条例附則第16条の3から第17条は、地方税法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備であります。

条例附則第17条の2は、課税の特例の見直し及び適用期限の延長に伴う改正であります。

条例附則第18条から第20条の3は、地方税法附則第5条の4の削除に伴う所要の整備であります。

次に、承認第3号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

地方税法附則第15条の改正に合わせて項ずれの反映及び条例附則第4条の新設による条例の項ずれによる改正であります。

次に、承認第4号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例第2条は、課税額に子ども・子育て支援納付金を加え、基礎課税額の課税限度額を引き上げるものであります。

条例第9条の4から第9条の7は、子ども・子育て支援納付金課税額を設定するものであります。

条例第23条は、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しをするものであります。

条例附則第5項から第15項は、子ども・子育て支援納付金の創設に伴う所要の措置であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

承認第2号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて承認第2号の質疑を終結いたします。

次に、承認第3号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて承認第3号の質疑を終結いたします。

次に、承認第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて承認第4号の質疑を終結いたします。

これより承認第2号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて承認第2号の討論を終結いたします。

承認第2号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号、みなかみ町税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

これより承認第3号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて承認第3号の討論を終結いたします。

承認第3号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

これより承認第4号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

6 番星野君。

(6 番 星野宗央君登壇)

6 番(星野宗央君) 承認第4号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての承認につき、反対の立場で討論を行います。

子ども・子育て支援納付金について、既に運用が始まっている子ども・子育て支援金制度は、少子化対策に利用されるのだと思いますが、その使い道はあまりはっきりとは分かりませんでした。

少子化対策であるならば、若年層の所得の向上こそ必要だと思いますが、今回の制度は、公的医療制度に上乗せして徴収するというものになっております。なぜ公的な医療保険から徴収をするのか。ただでさえ負担の重いところに、さらに負担増にしかならないのではないですか。単に支援をするというならば、国費を投入すればいいのに、なぜこのような

徴収方法なのか納得がいきません。

しかも、他の社会保険制度と比べても、負担は倍になります。子育て支援に本当につながるのでしょうか。しかも、このような住民の負担増につながることに、なぜ事前採決ではなく専決なのか。その点も不明でした。そのようなことから、この報告の承認について反対を表明するものです。

議 長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） ありませんので、これにて承認第4号の討論を終結いたします。

承認第4号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（小林 洋君） 起立多数であります。

よって、承認第4号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告については原案のとおり承認されました。

日程第12 議案第52号 みなかみ町固定資産評価員の選任について

議 長（小林 洋君） 日程第12、議案第52号、みなかみ町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

ここで、中澤聡税務課長の退席を求めます。

（税務課長 中澤 聡君退席）

議 長（小林 洋君） 町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町 長（阿部賢一君） 議案第52号についてご説明を申し上げます。

地方税法第404条及びみなかみ町税条例第76条の規定に基づき、固定資産を適正に評価し、かつ価額の決定を補助するため、固定資産評価員を1人設置することとなっています。

利根郡みなかみ町大穴93番地の3、中澤聡を固定資産評価員に選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議 長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第52号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第52号の質疑を終結いたします。

これより議案第52号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第52号の討論を終結いたします。

議案第52号、みなかみ町固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号、みなかみ町固定資産評価員の選任については原案のとおり同意されました。

ここで中澤聡税務課長の退席を解きます。

（税務課長 中澤 聡君着席）

日程第13 議案第53号 令和8年度行政事務用パソコン購入契約の締結について

議長（小林 洋君） 日程第13、議案第53号、令和8年度行政事務用パソコン購入契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第53号についてご説明を申し上げます。

行政事務用パソコンの定期的な更新を行うもので、今回は令和4年度から進めているパソコン導入の平準化に伴い、50台を入れ替えるための購入契約を締結するものであります。

令和8年6月1日に指名競争入札を行った結果、1,204万5,000円で前橋市元町2-2-16、株式会社前橋大気堂、代表取締役降旗崇が落札いたしました。

当該者を契約の相手方として購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第53号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第53号の質疑を終結いたします。

これより議案第53号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第53号の討論を終結いたします。

議案第53号、令和8年度行政事務用パソコン購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号、令和8年度行政事務用パソコン購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第54号 令和8年度みなかみ町おもちゃ美術館(仮称)改修工事請負契約の締結について

議長(小林 洋君) 日程第14、議案第54号、令和8年度みなかみ町おもちゃ美術館(仮称)改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第54号についてご説明申し上げます。

当工事は、老朽化により低利用となっていた新治農村環境改善センターを改修し、木育の推進を通じた地域活性化、子育て支援、そして、ユネスコエコパークとしての自然価値を体现できる拠点整備に取り組むもので、あわせて、広葉樹産業化プロジェクトによる林業の六次産業化、ネイチャーポジティブの取組推進の実現も目指す事業であります。

本件につきましては、昨年度発注した木育推進工房と連動する施設であり、地域未来交付金、いわゆる旧地方創生推進交付金を活用して取り組むものです。

令和8年5月21日に、条件付一般競争入札を行った結果、2億8,380万円で群馬県沼田市西倉内町593番地、沼田・須田おもちゃ美術館改修工事特定建設工事共同企業体、代表者沼田土建株式会社、取締役社長青柳剛が落札いたしました。

当該者を契約の相手方として請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第54号について質疑はありませんか。

6 番星野君。

6 番（星野宗央君） おもちゃ美術館の改修工事請負契約ですが、入札結果を見ると、沼田土建が1者しか入札していなくて、2億5,800万円で落札となっております。

おもちゃ美術館をみなかみ町の湯宿温泉に持ってくるという考えを、なかなか町として取り組むのも、私は大変だとは思いますが、町長は、どういう考えでおもちゃ美術館をみなかみ町に持ってくるのかという考えを、ぜひお聞きしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

議長（小林 洋君） 町長阿部賢一君。

町長（阿部賢一君） なぜ誘致したかということでもありますけれども、やはりみなかみ町はこれだけユネスコエコパーク、BRの町であります。ネイチャーポジティブ、そして林業も大変盛んになってきており、月夜野小学校に町内産の木材を利用した大変暖かな校舎が完成をしたところであります。

そういうものをもっと身近に大勢の人に感じていただくということで、農村改善センターはもうほとんど利用されていないような施設でありました。場所的にも国道17号線沿いであるということで、非常に適地だなということで決定をさせていただきました。

なお、財源については、先ほどご説明した地域未来交付金事業というものを活用する中で、着実に進めていきたいというふうに考えております。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

6 番星野君。

6 番（星野宗央君） ありがとうございます。初めて、町長の思いを聞いたような気がするんですが。

このおもちゃ美術館の建設に当たって、当初予算でも計上されておりましたし、補正予算でも組まれておりました。今まで、おもちゃ美術館の改修費用の全体がはっきりと示されてこなかった理由があれば、ぜひお聞きしたいと思うのですが。

議長（小林 洋君） 企画課長。

（企画課長 小池俊弘君登壇）

企画課長（小池俊弘君） お答えいたします。

はっきりと示されてきたというか、実施設計等が済んでいない部分、それから、ソフト事業の見積り等のはっきりしていない部分もありましたが、前回の総務文教厚生常任委員会の席で、星野議員からの質問にお答えしたとおりでございまして、そこではっきりと事業費は述べさせていただいているという認識でございます。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第54号の質疑を終結いたします。

これより議案第54号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

6 番星野君。

（6 番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） 議案第54号、みなかみ町おもちゃ美術館（仮称）改修工事請負契約の締結

について、反対の立場で討論を行います。

湯宿温泉におもちゃ美術館を造って、木育、子育て支援、観光へとつなげていくのだとは思っております。いったいどれほどの費用がかかるのか。物価高騰、建築資材の不足と高騰が続いている状況で、完成はするのかと疑問を感じてしまいます。

いまだ月夜野小学校の建設工事も終わっていませんし、今後、旧校舎はどうなっていくのかも分かりません。そのようなときに、9億円とも10億円ともかかる不明な箱物改修工事が、次々と始まっていく。不透明な予算の使い方は、住民にどのように説明するのでしょうか。

おもちゃ美術館そのものに反対をするものではありませんが、予算を使い始めてからの総務文教厚生常任委員会だけの視察も、事前に行くべきではなかったのかと思っております。10年来の付き合いがあったのかもしれませんが、住民にはあまり浸透していないようにも感じております。

維持費、管理費の負担も増えるのではないのでしょうか。今のみなかみ町に必要な事業は、ほかにもあると思います。住民負担の軽減につながる予算の使い方を期待し、反対討論いたします。

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第54号の討論を終結いたします。

議案第54号、令和8年度みなかみ町おもちゃ美術館（仮称）改修工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林 洋君） 起立多数であります。

よって、議案第54号、令和8年度みなかみ町おもちゃ美術館（仮称）改修工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第55号 令和8年度社会資本整備総合交付金事業除雪車(除雪ドーザ5t級)購入契約の締結について

議長（小林 洋君） 日程第15、議案第55号、令和8年度社会資本整備総合交付金事業除雪車(除雪ドーザ5t級)購入契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第55号についてご説明を申し上げます。

令和8年度社会資本整備総合交付金事業により、除雪ドーザ5 t級を購入するもので、現在、町内に4台配備している同型の除雪車のうち、令和8年車の1台を更新するものがあります。

令和8年5月15日に指名競争入札を行った結果、1,084万6,000円で、群馬県前橋市高井町1-35-32、日の丸ディーゼル株式会社、代表取締役吉田智之が落札いたしました。

当該者を契約の相手方として購入契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

訂正をさせていただきます。

先ほど平成8年と言うべきところを、令和8年と申し上げてしまいました。訂正しておわび申し上げます。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第55号について質疑はありませんか。

6 番星野君。

6 番（星野宗央君） 除雪ドーザ5 t級の購入事業ということなのですが、入札の業者名と金額をお答えいただければと思います。

議長（小林 洋君） 地域整備課長。

（地域整備課長 湯本昌宏君登壇）

地域整備課長（湯本昌宏君） ただいまの質疑にお答えいたします。

今回の指名業者につきましては、7者ございました。7者指名したうち、応札者は5者で、辞退が1者、失格が1者でした。

金額と業者につきましては、日の丸ディーゼル株式会社税込みになりますけれども、1,084万6,000円、北関東TCM株式会社前橋営業所1,130万8,000円、コマツカスタマーサポート株式会社群馬支店1,208万9,000円、藤本重機工業株式会社1,263万3,500円、株式会社井上整備センター1,437万7,000円でした。

日立建機日本株式会社前橋営業所につきましては辞退でした。日本キャタピラー群馬営業所につきましては、期日を過ぎましたので失格となりました。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第55号の質疑を終結いたします。

これより議案第55号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第55号の討論を終結いたします。

議案第55号、令和8年度社会資本整備総合交付金事業除雪車(除雪ドーザ5t級)購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号、令和8年度社会資本整備総合交付金事業除雪車(除雪ドーザ5t級)購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第56号 令和7年度(繰越)みなかみ町給食センター統合改修工事請負契約の締結について

議長(小林 洋君) 日程第16、議案第56号、令和7年度(繰越)みなかみ町給食センター統合改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第56号についてご説明を申し上げます。

令和7年度(繰越)みなかみ町給食センター統合改修工事の請負契約を締結するものがあります。

令和8年5月26日に条件付一般競争入札を行った結果、1億2,650万円で、群馬県利根郡みなかみ町後閑84番地の3、増田・須田みなかみ町給食センター統合改修工事特定建設工事共同企業体、代表者、増田建設株式会社、代表取締役社長増田安永が落札いたしました。

当該者を契約の相手方として工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長(小林 洋君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第56号について質疑はありませんか。

6番星野君。

6番(星野宗央君) みなかみ町の給食センター統合改修工事ですが、入札業者名と金額、落札率をお答えいただければと思います。

議長(小林 洋君) 学校教育課長。

(学校教育課長 吉田武春君登壇)

学校教育課長(吉田武春君) ただいまの星野議員のご質問にお答えいたします。

落札業者につきましては、増田・須田みなかみ町給食センター統合改修工事特定建設工事共同企業体、代表者、増田建設株式会社、代表取締役社長増田安永でございます。

落札率につきましては99.27%でございます。

以上になります。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

星野君。

6 番（星野宗央君） 入札も1者だったということでよろしいでしょうか。

議長（小林 洋君） 学校教育課長。

（学校教育課長 吉田武春君登壇）

学校教育課長（吉田武春君） ご質問にお答えします。

1者でございました。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

星野君。

6 番（星野宗央君） 入札が1者しかなかった、1者しか入れてもらえなかったということに対して、何か理由があれば、ぜひお聞きしたいと思います。

議長（小林 洋君） 学校教育課長。

（学校教育課長 吉田武春君登壇）

学校教育課長（吉田武春君） 議員のご質問にお答えいたします。

手持ち工事の都合や他の自治体等の工事等の状況により、各業者が判断した結果、J Vを構成できた1者が参加したのではないかと考えております。

以上になります。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第56号の質疑を終結いたします。

これより議案第56号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第56号の討論を終結いたします。

議案第56号、令和7年度（繰越）みなかみ町給食センター統合改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号、令和7年度（繰越）みなかみ町給食センター統合改修工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。次の開始時間は10時20分とします。

（午前10時06分 休憩）

（午前10時20分 再開）

議長（小林 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第17 議案第57号 令和8年度みなかみ町スクールバス（29人乗り）購入契約の締結について

議案第58号 令和8年度へき地児童生徒援助費等補助事業 みなかみ町スクールバス（29人乗り）購入契約の締結について

議長（小林 洋君） 日程第17、議案第57号、令和8年度みなかみ町スクールバス（29人乗り）購入契約の締結について及び議案第58号、令和8年度へき地児童生徒援助費等補助事業 みなかみ町スクールバス（29人乗り）購入契約の締結についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第57号から議案第58号まで一括してご説明を申し上げます。

議案第57号につきましては、令和8年度みなかみ町スクールバス（29人乗り）購入契約を締結するものであります。議案第58号は、令和8年度へき地児童生徒援助費等補助事業 みなかみ町スクールバス（29人乗り）購入契約を締結するものであります。両議案とも、購入する車両は同型の小型バスであり、それぞれ1台となります。

議案第58号の1台につきましては、へき地補助金が該当となるため、契約を分けております。この補助事業は、過去に同補助事業を活用して購入した車両の更新に際し、活用することができるものです。

国内で販売されている自家用の小型バス（29人乗り）のうち、4輪駆動式については、三菱ふそうトラック・バス株式会社の小型バスのみであります。

令和8年5月15日、見積入札に付し、議案第57号、議案第58号、それぞれ契約金額1,072万600円で、群馬県前橋市高井町1丁目30番地20号、三菱ふそうトラック・バス株式会社北関東ふそう前橋支店、支店長小野里仁を契約の相手方として購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第57号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第57号の質疑を終結いたします。

次に、議案第58号について質疑はありませんか。

12番石坂武君。

12番（石坂 武君） ただいま、町長の提案理由でも若干触れておったんですけれども、議案第5

8号においては、へき地児童生徒等援助費等補助事業 みなかみ町スクールバス（29人乗り）の契約となっていますけれども、対しまして、議案第57号においては、みなかみ町スクールバス（29人乗り）購入契約の締結ということになっています。

さっきの説明のとおり、同型のバスの購入ということで理解するんですけども、こうやって文言が変わったことに対する理由について説明願います。

議長（小林 洋君） 学校教育課長。

（学校教育課長 吉田武春君登壇）

学校教育課長（吉田武春君） 石坂議員のご質問にお答えいたします。

議案第57号につきましては、単独費で事業を整備するものでございます。

議案第58号につきましては、へき地児童生徒援助費等補助事業ということで、補助金を活用させていただく事業のため、今回、1つは補助金が入りますということで分かりやすくするためにさせていただきました。

こちらの補助金ですけども、新治小学校が統合したときに、こちらの補助金を使って購入しております。その車両の更新ということで、こちらのほうは補助金の該当になるということで、このように分けさせていただきました。

以上になります。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

12番石坂武君。

12番（石坂 武君） 確認ですけども、2台はこの種の補助事業には該当にならないということで、それについて確認したいのと、どういう理由で該当にならないのかも教えてください。

議長（小林 洋君） 学校教育課長。

（学校教育課長 吉田武春君登壇）

学校教育課長（吉田武春君） ご質問にお答えいたします。

こちらの補助事業につきましては、地区でいきますと入須川方面を予定しております。

補助金がつかないほうにつきましては、谷川・鹿野沢地区の冬季便をメインに利用する予定でございまして、あと、距離として冬場には谷川・鹿野沢地区については、児童2キロ以上という要件がございますけれども、そちらのほうに該当しないため補助事業の対象とならないということでございます。

議長（小林 洋君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第58号の質疑を終結いたします。

これより議案第57号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第57号の討論を終結いたします。

議案第57号、令和8年度みなかみ町スクールバス（29人乗り）購入契約の締結につ

いてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号、令和8年度みなかみ町スクールバス(29人乗り)購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

これより議案第58号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第58号の討論を終結いたします。

議案第58号、令和8年度へき地児童生徒援助費等補助事業 みなかみ町スクールバス(29人乗り)購入契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号、令和8年度へき地児童生徒援助費等補助事業 みなかみ町スクールバス(29人乗り)購入契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第59号 みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例について

議案第60号 みなかみ町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

議 長(小林 洋君) 日程第18、議案第59号、みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例について及び議案第60号、みなかみ町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長(阿部賢一君) 議案第59号から議案第60号まで関連がありますので、一括してご説明を申し上げます。

議案第59号、みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

下水道事業は、基本的に使用者から徴収する使用料で運営されており、令和6年度の公営企業化により、独立採算制の推進が求められております。

令和7年度の経営戦略見直しの結果、将来の安定経営を維持するため、下水道使用料の25%増と区域見直しが必要と判断いたしました。使用料改定案は、下水道事業運営審議

会に諮問し、4回の会議を経て、段階的な引上げが適切との答申を受け、令和9年と令和11年にそれぞれ12.5%の改定を行うものです。

次に、議案第60号、みなかみ町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。農業集落排水処理施設の使用料についても、下水道使用料と同様の改定を行い、健全な経営を図るものであります。

以上が主な改正内容でございます。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第59号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第59号の質疑を終結いたします。

次に、議案第60号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第60号の質疑を終結いたします。

これより議案第59号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

6 番星野君。

（6 番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） 議案第59号、みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

下水道料金の値上げについては、今後25%の値上げが計画されているとのこと。今回は、その半分の12.5%ということであると思います。基準外繰入れを解消することが目的とは聞いておりますが、この値上げで本当に解消することができるのでしょうか。みなかみ町としては、この基準外繰入れを解消しないとどうになってしまうのか。

しかしながら、住民にとっては、この値上げで間違いなく負担増となります。全住民が下水道につないでいるわけではないようですが、そもそも全住民がつなぐことができる制度だったのか疑問です。

今や物価高騰で住民の暮らしは大変になっています。その大変な状況のときに、住民の生活を守るのが、自治体としての役割ではないでしょうか。負担が増える話ばかりではないかと、本当に不安になってしまいます。住民の負担が増えることには反対です。今回の条例改正についても、反対の立場を表明し、反対討論といたします。

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

5 番茂木君。

（5 番 茂木法志君登壇）

5 番（茂木法志君） 議案第59号、みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

下水道は、公衆衛生の向上、住民環境の水質の汚濁防止に寄与しております。現在、みなかみ町では、約半数の町民の方が下水道を利用しておりますが、下水道を維持管理する

に当たり、一般会計からの補助金、いわゆる基準外繰入れに頼った経営状態となっております。

下水道事業が公営企業会計になったことにより、事業収入も明確化され、一般会計に頼らない経営、独立採算制が求められています。このような状況において、下水道使用料の改正は、下水道事業運営審議会の答申や令和8年3月に示された経営戦略に基づき、持続可能な運営を目指しているものと評価します。

引き続き、将来を見据えた健全な下水道事業の運営に期待し、各議員のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

議長（小林 洋君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第59号の討論を終結いたします。

議案第59号、みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林 洋君） 起立多数であります。

よって、議案第59号、みなかみ町下水道条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

これより議案第60号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

6番星野君。

（6番 星野宗央君登壇）

6番（星野宗央君） 議案第60号、みなかみ町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

この条例改正についても、住民負担増につながります。今は、住民負担を増やすべきときではありません。住民の懐を暖めて、経済の活性化こそ図るべきです。料金の改定が必要なときも、もっと慎重に取り組まれるべきだと考え、今回の条例改正に反対をいたします。

議長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

5番茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） 議案第60号、みなかみ町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

先ほど議案第59号で述べさせていただきました賛成理由は、そのとおりであります。こちらに関して、条例は違いますが、公営企業会計という会計は一緒であります。したがって、一般会計に頼らない経営、独立採算制は求められていきます。令和8年3月に示さ

れたこちらも経営戦略に基づいて、持続可能な運営を目指しているものと評価しますので、各議員のご賛同をお願いしまして、賛成討論といたします。

議長（小林 洋君） 次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第60号の討論を終結いたします。

議案第60号、みなかみ町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林 洋君） 起立多数であります。

よって、議案第60号、みなかみ町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第61号 財産処分について

議長（小林 洋君） 日程第19、議案第61号、財産処分についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第61号についてご説明を申し上げます。

本議案は、令和3年度より産官学金連携の下、推進してまいりました水上温泉街再生プロジェクトの中核をなす旧一葉亭活用事業関連であります。

まず、令和3年11月に、前所有者である水上温泉ホテル株式会社より、水上温泉街の中心に位置しております旧一葉亭及びその附属建物を、地域活性化に活用してほしいとの申出があり、寄附を受けたもので、産官学金の4者による協議を重ね、当町の新たな財産として活用を図ることにしました。

当該施設は、2019年に廃業しており、かつ、度重なる増改築を繰り返し、施設の老朽化が著しかったため、令和4年度から令和6年度まで、観光庁補助事業と企業版ふるさと納税を積極的に活用し、安全かつ効率的な解体減築工事を実施してきました。

また並行して、本施設の活用については、公募型プロポーザルを実施し、厳正な審査の結果、宿泊部分を令和6年4月、温浴部分を同年12月に、いずれも株式会社Stapleを優先交渉者として選定し、これに伴い、当町と株式会社Stapleとの間で、町有財産となった旧一葉亭の譲与契約を締結するに至っております。

しかしながら、社会動向から、施設運営と資産管理リスク分散を図るため、分離する動きも想定されていたことから、この譲与契約の締結だけでは、旧一葉亭の大規模な改修に

必要な整備資金の調達など、事業の実行性を担保するには不十分であると判断し、大規模改修工事をより円滑に推進するため、当町と施設の運営を担う株式会社 S t a p l e、そして、大規模改修工事を担う特定目的会社、いわゆる S P C と申しますが、この3者による地位継承に係る覚書を追加で締結することで、譲与契約が成立する仕組みとしています。

この覚書を締結する目的は、どこが改修工事に関する責任を果たすのか、民間資金の調達が確実であるかを明確にし、事業全体の推進体制を確立すること、そして、事業の確実な遂行と将来にわたる安定的な運営を見据えた法的枠組みを構築することであり、本年6月1日付でこの地位継承に係る覚書を無事締結いたしましたことをご報告申し上げます。

これにより、大規模改修工事の着工にめどが立ち、水上温泉街再生プロジェクトが大きく前進することとなりましたので、運営を担う優先交渉者である広島県尾道市瀬戸田町瀬戸田433番地、株式会社 S t a p l e の関連会社であり、改修工事を担当する東京都中央区日本橋小舟町14番地7、402号、株式会社 S t a p l e みなかみに対し無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものがあります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第61号について質疑はありませんか。

8番阿部君。

8 番（阿部 清君） この建物、一葉亭については、産官学金連携による温泉街の再生プロジェクトとして取り組んできた建物で、先ほどの説明ですと、今後、宿泊複合施設として整備事業を計画しているということですが、またこれも4月の全員協議会で、我々も説明を受けました。

今回、処分金額が無償ということですが、譲渡後の固定資産税については、相手方は課税されるということでしょうか。

議長（小林 洋君） 企画課長。

（企画課長 小池俊弘君登壇）

企画課長（小池俊弘君） お答えいたします。

譲渡して完全に民間の会社の所有物になるということですので、今後、そこの建て替え等が行われたときには、それに応じた固定資産税がかかってくるということになります。

以上です。

議長（小林 洋君） ほかにありませんか。

8番阿部君。

8 番（阿部 清君） 譲渡してオープンしてからということですか。それまでの間はどのような対応をするのか。

議長（小林 洋君） 企画課長。

（企画課長 小池俊弘君登壇）

企画課長（小池俊弘君） お答えします。

今、建物が現在減築しておる状態で、現在の状態であると、評価がどうされるかという

ところになるかと思います。そこは税務課との協議になるかと思うんですけども。

評価が発生して、評価される時点になったときには、固定資産税がかかることになるというふうに認識しております。

議長（小林 洋君） ほかに。

8 番阿部君。

8 番（阿部 清君） ということは、しばらくの間、減免というような措置でやっていく。もしそうなれば、契約条件に減免の記載を入れなくてはいけないと思うんですが、その辺どうでしょうか。

議長（小林 洋君） 企画課長。

（企画課長 小池俊弘君登壇）

企画課長（小池俊弘君） 申し訳ございません。減免ということになるのか、評価がされないということになるか、その点に関しましては、確認させていただければと思います。よろしくお願いします。

議長（小林 洋君） ほかに。

6 番星野君。

6 番（星野宗央君） 以前に、産官学金連携協定、群馬銀行、みなかみ町、株式会社オープンハウス、東京大学大学院の協定があって、その内容を知りたいと言ったら、内容を教えてもらえなかったんですが、この4者協定の中に含まれていることだとは思いますが、業者としては、この協定の中の業者ではないですよね。もちろん。

となると、無償譲渡した場合に、この協定とどういう関係が出てくるのかというのが、ちょっとよく分からないんですけども、業者に無償譲渡されて自分の所有物になる、それと4者協定が関わっていくということになるかとは思いますが。

その協定の内容がちょっとよく分かっていない部分があるので、これが今後どうなっていくかという予想図はあるとは思いますが、みなかみ町も4者協定の中でどういうふうに関わっていくのかというのがちょっとよく分からないんですが、教えていただければと思います。

議長（小林 洋君） 企画課長。

（企画課長 小池俊弘君登壇）

企画課長（小池俊弘君） お答えします。

4者協定は、あくまでも建物を建築するための協定ではなくて、まちづくり全体を構想していくものであります。

今回の相手方に関しましては、4者協定の中の会社ではなく、そこの中で町の財産を譲り渡すのに当たって、プロポーザルを行った結果、選ばれた会社でございまして、町が実資産を譲渡した段階では、もう完全に民間の事業者がそこで運営していくことになります。

ただ、そのためにプロポーザルを行って、今の4者の提携の中で方向性を示したまちづくりに合致した取組を進めていくという会社を選定しておりますので、そこに関しましては今後も連携して、そういった取組と一緒に進めていくことになるかと考えております。

議長（小林 洋君） ほかに。

6 番星野君。

(6 番 星野宗央君登壇)

6 番(星野宗央君) やはり協定の内容がよく分かっていないので、こういうふうに聞いているのかなと思うんですが、協定がそこまで完成するまでじゃないということは、ある程度、古い建物を解体して、次の業者さんが見つかるまでの4者協定ということでもいいんでしょうか。ちょっとその辺が、やはり私はよく分かっていないんですが、その目指すところがどうなっているのかというのが、よく分かりませんし、その業者さんがほかに決まってしまうと、4者協定は関係がなくなるといういい方にも聞こえるんですけども、4者協定がそもそも何なのかというのがよく分かっていないから、こういうふうに私が思うのかなと思うんですが、結局、解体して業者さんが決まれば、みなかみ町はそこから関わらないという考えなんですか。

議長(小林 洋君) 企画課長。

(企画課長 小池俊弘君登壇)

企画課長(小池俊弘君) 4者協定は、あそこで一葉亭を再開するためだけの協定ではございません。みなかみ町全体としてのまちづくりについて、現在検討していますUDCなどもそうですし、その他に関しましても、まちづくり全体に関しての構想を一緒に考えていくという取組が行われているのが、4者協定の中での検討事項でありまして、その中で、湯原地区のまちづくりの方向性も、東京大学やオープンハウスさん、それから群馬銀行と一緒にあって、このエリアはこういうまちづくりをしていきたいと思いますというベースの提案をさせてもらっています。

ですので、工事自体に町が直接関わるとか、運営自体に町が関わるということではないんですけども、そのエリア全体としてどう進めていくかということに関しましては、連携しながら進めていくことになるというふうに考えております。

議長(小林 洋君) ほかに。

6 番星野君。

(6 番 星野宗央君登壇)

6 番(星野宗央君) やはり4者協定の内容が、ちょっとよく分からないので、何ができて、何ができないのか、何をするのかというのをはっきりしてもらうためにも、協定書をしっかりと提示していただきたいと思うんですが、その辺はいまだに駄目なんでしょうか。

議長(小林 洋君) 企画課長。

(企画課長 小池俊弘君登壇)

企画課長(小池俊弘君) 以前にお話があったときも、お話ししたと思うんですけども、協定書そのものということよりも、取組内容に関しましては、何度も公開しております。協定書そのものに関しましては、みなかみ町だけではなく、4者の協定でありますので、そこに関しては、そのものを見せるということではなく、内容については何度もお話しさせていただいていると思うんですけども、まちづくり全体に対して取り組んでいくという内容になっておりますので、そういう認識でお願いできればと思います。よろしくお願いします。

議長(小林 洋君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、先ほどの8番、阿部清君の質疑に対する補足がございます。
税務課長。

(税務課長 中澤 聡君登壇)

税務課長(中澤 聡君) 先ほど議員の固定資産税の課税に関することについてお答えします。

固定資産税基準日に、その年度の1月1日の所有状況と課税の種目、土地、家屋、償却によって、その基準で課税をさせていただいております。土地は、所有の時点の所有者に課税する形になりますし、家屋については、そのものが完成している状況で課税になりますので、所有していて、かつ建物が完成していれば、その年度の年から課税する形になります。

償却資産については、それを所有し、営業の用に供する状況になった段階で、申告をしていただいて、その申告の状況によって課税させていただくという方法になっています。
以上です。

議長(小林 洋君) 土地に関しては来年からかかるんですか。

税務課長(中澤 聡君) 先ほどの質問なんですが、土地については、登記簿によるその時点での所有者に課税する形になりますので、例えば年内に不動産登記が終了し、所有が確定した段階で、1月1日の基準日、翌年度の課税から、土地の課税となる形になっています。
以上です。

議長(小林 洋君) 減免とかそういう措置はないということでもいいね。

税務課長(中澤 聡君) 減免は、減免の種類については、公益とか、例えば幾つか種類がありますが、申請者が申請し、町長が認めたものによって、その要件を満たしていれば、一回課税して、それから免除するという仕組みになっておりますので、申請の内容によるということになるかと思えます。

議長(小林 洋君) これにて、議案第61号の質疑を終結いたします。

これより議案第61号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ありませんので、これにて議案第61号の討論を終結いたします。

議案第61号、財産処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林 洋君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号、財産処分については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第62号 財産処分について

議 長（小林 洋君） 日程第20、議案第62号、財産処分についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町 長（阿部賢一君） 議案第62号についてご説明申し上げます。

後閑公民館は、建設に関する協定書に基づき、町が60%、後閑区が40%の費用負担し、平成27年度に、総事業費1億3,743万円で整備したものです。

これまで町が負担した建設費用に係る地方債の償還を行ってまいりましたが、令和8年3月、償還が完了したことから、町有財産を後閑区に無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議 長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第62号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第62号の質疑を終結いたします。

これより議案第62号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第62号の討論を終結いたします。

議案第62号、財産処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号、財産処分については原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第63号 町道路線廃止について

議案第64号 町道路線認定について

議 長（小林 洋君） 日程第21、議案第63号、町道路線廃止について及び議案第64号、町道路線認定についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町 長（阿部賢一君） 議案第63号及び議案第64号について関連がございますので、一括してご

説明を申し上げます。

国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所による国道17号三国防災事業完了に伴い、機能補償として新設した道路の移管のため、町道の1路線を廃止し、新たに3路線を認定するものであります。

議案第63号については、道路改良等に伴う組替が1路線、延長112.3メートルを廃止するものであります。

議案第64号については、国からの移管3路線、総延長603.3メートルを認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第63号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、議案第63号の質疑を終結いたします。

議案第64号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第64号の質疑を終結いたします。

これより議案第63号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第63号の討論を終結いたします。

議案第63号、町道路線廃止についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号、町道路線廃止については原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） 賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ありませんので、これにて議案第64号の討論を終結いたします。

議案第64号、町道路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号、町道路線認定については原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第65号 令和8年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）について

議長（小林 洋君） 日程第22、議案第65号、令和8年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） それでは、議案第65号についてご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,645万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億3,595万6,000円とするものであります。

初めに、歳出補正についてご説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費5,984万5,000円の増額は、減債基金管理事業3,250万5,000円、地域公共交通会議等事業1,034万円、かわまちづくり事業1,700万円です。

4款衛生費、2項清掃費986万9,000円の増額は、ごみ処理広域化推進事業です。

7款商工費、2項観光費620万円の増額は、たくみの里施設管理事業です。

8款土木費、2項道路橋梁費2,200万円の増額は、道路維持管理事業です。

10款教育費、6項保健体育費2億5,854万2,000円の増額は、第83回国民スポーツ大会開催準備事業2億5,740万円及び部活動の地域展開推進事業114万2,000円です。

続いて、財源となる歳入補正についてですが、国庫支出金1億3,512万円の増額は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金642万円及び地域未来交付金1億2,870万円です。

県支出金3,350万5,000円は、部活動の地域展開等推進事業費補助金100万円及び市町村有競技別拠点スポーツ施設整備事業補助金3,250万5,000円です。

繰入金4,893万1,000円は、ふるさと応援基金です。

諸収入40万円は、たくみの里チャレンジショップ利用負担金です。

町債1億3,850万円は、衛生債980万円及び教育債1億2,870万円です。

以上が一般会計の補正内容であります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（小林 洋君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第65号、令和8年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）についての質疑以降については、後日の本会議において審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林 洋君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号、令和8年度みなかみ町一般会計補正予算（第1号）についての質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定いたしました。

日程第23 一般質問

通告順序1 12番 石 坂 武 1. 外部人材の積極的な活用に向け
2. 友好都市交流の推進に向け

議長（小林 洋君） 日程第23、一般質問を行います。

一般質問については、7名の議員より通告がありました。

本日を3名、明日5日を4名といたします。

本日は3名の質問を順次許可いたします。

初めに、12番石坂武君の質問を許可いたします。

12番石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 12番石坂武。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

なお、本日も2問質問を用意させていただきましたが、いつもどおり質問が多岐に及びますので、簡潔明瞭な回答に努めていただくことをお願いし、質問に入らせていただきます。

1問目として、外部人材の積極的な活用に向け、2問目として、友好都市交流の推進に向けてです。

まず、1問目、外部人材の積極的な活用に向けてですが、3月の定例議会にて、課設置条例の一部を改正する条例が全会一致で可決され、8年度、この4月より組織改編が行われています。

そのときの提案理由として、複雑化かつ多様化する町民ニーズに対応し、行政サービスの向上及び効率化を図るため組織を改編するとも述べているわけです。

改編のポイントとして、町民に分かりやすい組織づくりと行政課題に対応できる体制の構築の2点であると、町長は述べているわけですがけれども、まず、その点について具体的な説明を求めます。

議長（小林 洋君） 町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町 長（阿部賢一君） 石坂武議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

今回の組織改編の目的は、大きく分けて2点です。第1に、町民の皆様が、行政サービスを利用する上で、相談先や担当部署が分かりやすく、責任の所在が明確な組織を確立することです。また、第2に、各行政運営の専門性を高め、複雑で多様な行政課題に対し、

迅速かつ的確に対応できる体制を構築することであります。

これらを通じて、職員一人一人の専門性の知見を深めて業務負担を適正化し、最終的には、町民の皆様へのサービス向上へとつながることを目的として取り組んだ次第であります。

以上、1次答弁とさせていただきます。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 町民に分かりやすい組織づくりと述べているわけですが、課が増えたことにより、課名の変更、係の新設・変更等、複雑化され、町民の皆さん、来庁者の皆さんが、まず戸惑うことが心配、予想されるかと、3月の定例会議の席で質問をしています。その時点で、そういうことがないよう周知に努めるとの回答がありましたが、かえって分かりづらい現状だと思いますけれども、私自身も実際に新年度以降、戸惑ったことがあります。

具体的にどう周知、対応していくつもりか。既に周知、対応されていると思いますけれども、その点について伺います。

議長（小林 洋君） 町長阿部賢一君。

町長（阿部賢一君） ご質問ありがとうございます。

まず、玄関に入った所で総合案内の方がいて、そこで何の関係だと言うと、それぞれ案内をしていただける状況にはなっております。

今回の組織改編では、確かに課を増加させた一部の課名や係名が変更となりました。しかし、これは組織を複雑化させたのではなく、むしろ専門性を高め、町民の皆様にとって相談先や所管がより分かりやすくなるよう機能を明確化した結果であります。例えば町民福祉課を住民課、介護福祉課、健康推進課と3分化したことで、その機能が明確になり、また、よりきめ細かな対応が可能となります。

周知に関しては、現時点では広報が最も有効な手段であると認識しており、4月号において組織の体制、5月号においては人事異動の内容を掲載済みであります。

また、各行政区長さんを通じて資料配布や、ホームページの情報公開も行っており、新たな組織体制について、町民の皆さんが疑問なく利用できるよう、今後も努めてまいりますとともに、やはりいつもどおり親切丁寧な対応を心がけるよう指示をしているところであります。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 今の部分とダブるかもしれませんが、私としては、既に何度も申し上げていますが、職員の逆ピラミッド状態に現状もうなっていると思うんですけれども、課が増えたことにより管理職は増えるが、一般職は増えず、結果として活動部隊が減り、サービスの低下が懸念されるわけですが、その懸念が取り越し苦労に終わることを願うばかりですが、その点、何か対応を含め、今の回答と重なると思いますが、見解を伺い

ます。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 実務を担当する職員の減員へのご懸念ですが、今回の組織改編では、管理者が若干増加するものの、現場で直接実務を担う職員の総数は、前年度と同数を維持しております。

今回の組織改編は、将来を見据えた重要な経営判断であり、町民サービスのさらなる向上を目指すものです。各管理職は細分化された専門分野を適切にマネジメントするとともに、各部署間の横断的な連携強化を大きなミッションとしております。加えて、行政サービス全体の質の維持向上を図るため、公務員の定年延長制度を活用し、高い専門性や豊富な経験を持つベテラン職員の知見を引き続きサービス向上に役立てるとともに、若年層の職員を実務面や精神面でサポートできるよう、専門員として各課に配置をしております。

今後、役職定年を迎える職員の増加に伴い、引き続き高い専門性と豊富な経験を有するベテラン職員が組織にとどまることで、その知見が組織全体の底上げに寄与し、住民サービスのレベルの維持向上につながるものと考えております。

議 長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 既に述べているように、課設置条例の一部を改正する条例が全会一致で可決されているわけですが、その中身は、行政課題に対応できる体制の構築に向けたものだと思います。

具体的には、総務課内に広報戦略係を組織し、地域活性化起業人として、株式会社ジェイアール東日本企画より1名の派遣を受けていることで、既に若干の説明は聞いているところでありますが、その地域活性化起業人についての内容説明と活用、登用の目的について伺います。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 今回の組織改編は、多様化する行政課題に的確に対応するため、専門性の高い人材の確保と活用を重視してまいりました。その1つが地域活性化起業人制度です。この制度は、地方公共団体が、都市部の企業に所属する社員を一定期間受け入れ、その専門的知見や経験を地域の問題解決に生かす国の制度であります。

本町においての活用目的は、SNSや動画媒体など情報発信が急速に変化する時代において、町職員だけでは対応が難しい新たな広報手法や、より効果的なブランディング戦略を確立することにあります。民間企業が持つ幅広いネットワークやマーケティングの知見も活用し、みなかみ町の魅力を庁内外に発信してまいります。また、伴走支援による職員の広報スキル等の育成にも寄与できるものと考えております。

以上が内容であります。

議 長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 派遣期間、経費区分について教えていただきたいのと、企業派遣型と副業型、シニア型と区分されると思うんですが、それぞれの内容とみなかみ町の場合はどち

らに属する派遣なのか、教えてください。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） みなかみ町が採用している地域活性化起業人制度は企業派遣型で、民間企業との協定に基づき、在籍する社員が派遣されています。月の半分以上を役場に勤務することが要件とされており、当該企業の社員としての身分、業務を担いながら、並行して役場業務に従事をしていただいているところでございます。

派遣期間についてですが、協定書に基づき、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間としておりますが、ただし、これは更新が可能であり、最長で3年間まで延長することができます。

経費についてですが、地域活性化起業人制度において、本町の派遣企業に支払う負担金です。この制度において、町が派遣企業に支払う負担金は、派遣される社員の給与や諸手当のみならず、企業が社員を一定期間、自治体業務に従事させることに伴い、必要となる各種経費を含むものであります。当該社員が派遣期間中、企業本来の業務に従事する時間が制約されることから、負担金は、そうした企業側の人的支援の提供に伴う負担も含めて支払われるものであり、個人への給与を町が直接支給するものではありません。

なお、この経費につきましては、上限610万円が特別交付税で措置をされております。以上です。

議 長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 既にこれについて、広報5月号にて紹介があるわけですが、実際に職に当たる方の経歴等について、個人情報等の関係もあると思いますので、話せる範囲で結構ですので回答願います。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 個人情報ということで、石坂武議員もご理解いただいていると思います。お伝えできる部分だけお伝えさせていただきます。

現在、クリエイティブフェローとして総務課の広報戦略係に配属されている方は、株式会社ジェイアール東日本企画に所属しており、現在は高崎支社に勤務しております。約20年にわたり、広告会社で伝えるということに従事されてきた豊富な経験と専門知識を持つ人材であります。

以上です。

議 長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 次に、同じく総務課内の危機管理室に、地域防災マネージャー、室長ということで外部より配置しましたが、地域防災マネージャーについての説明と、やはり活用的について伺います。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 地域防災マネージャーについてご説明を申し上げます。

本町の地域防災マネージャーは、条例に基づき採用した任期付職員であり、採用した専

門人材の経験や知見を活用して、強固な防災体制の構築を目指しております。

地域防災マネージャーの主な業務は、防災計画の見直し支援、災害予防、応急対策、自主防災組織や消防団との連携強化、職員の防災対応能力向上への助言・研修支援などです。

これらの活動により、災害に強いまちづくりを推進し、多様な防災減災対策に迅速かつ的確に対応できる体制を構築していきたいと考えております。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 同じように、派遣期間、経費区分についてと、同じく職に当たる方の経歴について教えてください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 派遣期間と経費、経歴ということでご理解させていただきます。

任期付職員の任用は原則3年間で、採用から5年を超えない範囲で更新可能です。

町で採用した職員は、約40年にわたり自衛官として勤務経験、そして、激甚災害における災害派遣などの経験を通じて培われた知識、技能を生かしご活躍いただいております。

経費区分ですが、みなかみ町の任期付職員として直接雇用し、給与、手当は町規定の給与体系に基づき支給しています。なお、経費の2分の1、上限380万円が特別交付税で措置されております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 今後も地域防災マネージャー及び地域活性化起業人等、外部人材の活用については積極的に取り組んでいくことになるのか、見解を伺うとともに、この内容は、他の部署への取組も検討しているのか、今後検討していくのか、併せて伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 外部の専門人材の活用は、今後も町が直面する様々な行政課題を解決する上で、1つの大変有効な手法であると認識をさせていただいております。今後さらなる登用を行う場合には、その分野に精通していることはもちろんではありますが、やはりみなかみ町の文化や風土に順応し、地域に溶け込める人材であるかを見極めた上で、判断をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 利根沼田及び県内自治体の地域活性化起業人と地域防災マネージャーの取組について伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 利根沼田管内と県内自治体の取組状況ですが、地域防災マネージャー制度は、現在、利根沼田地域では活用している市・村はございません。

令和8年4月現在、群馬県内で地域防災マネージャーを採用している自治体は、群馬県

庁に2名、中之条町に1名、千代田町に1名であります。そして、みなかみ町の1名が加わるということとなります。

地域活性化起業人制度については、令和7年度には観光分野で富岡市、教育分野では大泉町が活用している事例があると伺っております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 今回の組織の改編に伴いまして、町長は提案理由の中で、課が細分化されるが、行政運営では、各部門の専門性を高める縦串と、部門同士が連携する横串が重要で、今後も各課が連携し業務の効率化、町民サービスの向上に努めると発言しているわけなんですけれども、当局の皆さんも、同様な話を最近頻繁にしている状況があるわけなんですけれども、具体的にどういうことなのか、分かりやすく説明願います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 今回の組織改編は、多様化、複雑化する行政課題にきめ細やかに対応することを目的としております。縦軸による各分野の専門性を高め、責任の所在を明確化するとともに、横軸によりそれぞれの専門性を結びつけることで、分野横断型の課題に対して組織全体で総合的に対応できる体制を構築するものです。

例えば、町からの情報発信において、広報主管課が発信体制や方針を決定し、各課がその専門的なスキルを活用して、町民への周知を図るといったことが考えられます。また、子育て分野においては、横断的な切れ目ない支援を提供することで、サービスの質を最大限に向上させることができます。

また、縦軸と横軸という両輪が機能することで、町民へのサービス向上につながるものと考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） これからちょっと内容がきつい発言になるかもしれませんが、提案理由の説明のとおり、改編のポイントを2点の実現のための取組と受け取って、大いに期待したいと思うわけなんです。一方、上下水道課に目を向けると、全くと言っていいほど、今回の異動については手が加えられていないと思います。上下水道課を含む事業系部署と、今回の通常の異動内容に大変な違いがあると思っていますし、改編に向け、提案理由で述べている行政課題に対応できる体制の構築を図るための改編と述べているわけですが、特に上下水道課については、全く無視した対応と言わざるを得ないと私自身は認識しております。

つい先日も、鹿野沢地区水道管緊急断水工事がありました。緊急時の対応に向けては、365日24時間可能な体制を強いられておりますし、職員にとっては心理的負担が大きく、管理職が常に指揮を執り、職員に対応させていることになり、緊急時初期対応が重要で、職員不足により対応ができないと、大きな事故につながるという危険があると思うわ

けですが、その点の見解と、今後に向けての考え方を伺います。事業系の部署において、その傾向が強く感じられてなりません。併せて見解を伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 今回の組織改編で、上下水道課に直接的な改編は行いませんでしたが、それは決して無視しているわけではありません。先ほど鹿野沢地区の夜間工事の件も、石坂武議員は触れていただきました。むしろ上下水道事業が、町のライフラインを支える重要な機能であるからこそ、安定的な運営体制を維持し、将来を見据えた人材確保と育成に注力をしておりますし、これからもそこに注力していきたいと考えております。

具体的には、令和7年10月以降、職員採用試験の募集において、水道技術者を募集し、専門人材の確保に努めており、また、経験のある会計年度任用職員や専門員を配置するなど、スムーズな業務の遂行と人材育成に努めているところであります。上下水道技術職の計画的な採用と職員へのOJTを通じて、人材育成を両輪で進めることで、上下水道事業サービスにおける質の維持向上を目指していきたいと考えております。

また、これにより、組織改編の有無にかかわらず、町民の皆様が安心して生活できるよう、安全で安心で安定した上下水道インフラを提供していきたいと考えておりますので、いろいろご心配いただいておりますけれども、ご理解とご協力を賜れればと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 上下水道課ということですが、この質問の最後のところに、ほかの事業系の部署も視野に入れてほしいという意味合いが入っていますので、その辺、間違いのないようにお願いしたいと思います。

それと、私自身も過去の話であるのですが、漢字の水上町時代、水道課職員として、現在の上下水道課長と一緒に仕事をすることがありますが、当時も突発事故が大変に多く、土曜も日曜も、盆も暮れも正月も、朝も晩もない状況でした。特に合併後においては、町そのものの面積も広くなり、限られた人数で広範囲に管理しなくてはなりません。

町長、3月定例会議で課設置条例の一部を改正する条例の提案理由の説明時、既に何回も触れておりますけれども、複雑化かつ多様化する町民ニーズに対応し、行政サービスの向上及び効率化を図るため、組織を改編するものでありますと述べています。

上下水道課に対しては、その部分において、全く対応がなされていないと私自身は感じているわけですが、職員数も含めて、現状、逆行していることになると思っています。すなわち、手が足りない状況ですから、結果として町民サービスの低下になりませんか。既にこの部分はなっていると思いますが、見解を伺います。

なお、先ほど話が出ましたが、私としては技術者の不足により、現場での緊急対応能力も懸念され、結果、現場対応ができなくなるとともに、新規工事に支障を来さないためにも、上下水道課の設計技術者の育成も急務と考えられますし、提案理由で述べているし、さっきも触れておりました専門性を高めるためにも、この取組については早急なる対応が必要ではありませんか。併せて見解を伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 下水道事業は、その性格上、やはり施設の管理や緊急時の対応など、先ほどご紹介がありました365日24時間ということで、常に安定した体制が求められます。

そのため、短期間の任用ではなく、長期的に事業に貢献できる専門人材の確保と育成に軸足を置いてまいります。先ほどの石坂武議員のおっしゃるとおりに、軸足を置いていきたいと考えています。

現時点で、上下水道課における対策としては、職員の多能工化や外部委託の活用、そして、何よりも計画的な上下水道技術者の採用募集と、市内のOJTを通じた人材育成を最優先としております。これにより、職員数が変わらずとも、一人一人のスキルアップと効率的な業務遂行により、サービスの質を落とすことなく、維持向上を図ってまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） この部分を含め、事業系部署においても今回取り組んだ地域防災マネージャー及び地域活性化起業人等での対応が必要ではないかと思っております。先ほどの質疑で可能と思われますので、ぜひ検討していただければと思います。

その他、この問題については、急を要する事業でもありますので、社会人経験枠といいますか、先ほど町長が触れておりましたけれども、10月採用での対応も求めたいと思いますが、見解を伺いたいのと、企業会計の性質上、対応しているという話が若干ありましたけれども、企業会計を理解する人材の育成も必要と思っていますし、今後、事業継続のためにも、対応が急務必須と思っているわけですが、併せて見解を伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） いろいろご心配いただいて申し訳なく思っております。また、ご質問ありがとうございます。

現時点で、10月に地域活性化起業人や期限付任用職員として雇用する予定はございませんが、事業系職員の確保は、安定的かつ効率的な事業運営のために不可欠であると認識させていただいております。

そのため、昨年10月から事業系職員の募集を行っており、今のところ採用実績はありませんけれども、今年度も職員確保に向け、10月と来年4月採用の募集を予定しているところであります。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 過去に何度か質問しておりますけれども、職員に過度な重圧がかかり、結果、体調を崩し大変なことになるのではと危機感を覚えます。心身ともに不安定な状況となり、最悪、死に至ってしまうという心配もありますし、過去にそういったことが実際にありました。精神的、肉体的に病み、職を辞した職員も少なからずいると思っております。

既にこの部分の質疑応答も過去にされ、明快に改善されているとの回答もいただい

るわけですがけれども、私としては改善されていないように思えてなりません。ある意味、危機管理の欠如ではありませんか。見解を求めます。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 特に上下水道事業は、先ほどお話がありましたように、本当に365日24時間体制での対応が求められる部署であり、職員にかかる精神的、肉体的負担については、十分認識をしており、また、十分に配慮すべき事項であると認識しております。

上下水道事業の職員配置については、必要な業務を安定的に継続できる体制、そして、健全な経営のバランスを総合的に判断して決定しております。単に職員数を増やすだけではなく、企業会計上の収支バランスを維持できる範囲内で、業務の安定的な運営に必要な人材を適正に配置、補充をしていく方針で考えております。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 先ほども申し上げましたけれども、事業系ということのくくりになっておりますのでよろしくお願いします。

危機管理への取組に向け、体制の強化も図っているわけですから、その点の取組もぜひお願いしたいと思います。

次に、今年度の除雪センター所長については、地域整備課長が兼務することになっていますが、雪はいつ降るか分かりませんし、水上地区、それも北部の積雪が中心だと思います。初期対応が重要と思われるわけですが、所長が本庁にいて、その点については心配はないのか、危機管理に支障はないのか、見解を求めます。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 兼務となっていることについてですが、今回の組織改編では、地域整備課長と除雪センター長は兼務とし、各地区の支所長を副センター長に配置することで、除雪作業における指揮命令系統を再編いたしました。地域整備課長を除雪センター長とすることは、町全体の道路網や気象情報、人材配置などの総合的な判断を行う上でメリットがあると考えております。現場の情報と本町の全体的な状況を統合し、効率的な除雪作業を指揮できる体制を目指したものであります。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 現場に行くまでに時間はかかると思いますし、指示命令系統にも支障はないか、危惧するところですし、また、副センター長が1名ということですが、そうするとワークション連携も多くなるということも考えられるわけですがけれども、その辺の見解を伺いたいと思います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 当然、道路除雪は、町民の皆様の生活に直結する重要な業務であります。現場対応の迅速性を確保するため、様々な方策を検討し、体制を強化しているところであります。

例えば、除雪作業車追跡マップシステムにより、除雪車の現在位置や作業状況をリアルタイムで把握できる体制を整えています。これにより、除雪センター長や副センター長は、本庁や各支所からでも正確に情報を把握し、的確な指示を出すことが可能です。

また、みなかみ町気象情報ライブカメラによる監視も行っており、現場に行かずとも、状況を視覚的に確認できるため、迅速な判断に役立てているところであります。

加えて、本庁、両支所に、除雪に関わる職員を配置することで、地域ごとの情報把握を集約しております。これにより、必要が生じた際には、迅速に現場に向かい、対応できる体制が確立されていると考えております。

以上です。

議 長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 既に触れておりますけれども、縦串と横串についての取組に、この部分は支障はありませんでしょうか。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 除雪作業における縦軸、横軸についてご説明いたします。

まず、縦軸としましては、直営除雪、委託除雪、地域除雪といった個別の除雪手段、そして、除雪作業車追跡マップシステムやみなかみ町気象情報ライブカメラといった情報提供監視システムが、それぞれ独自の専門性と役割を持った独立した手段として構築されています。それぞれの縦軸がその機能に特化し、専門性を高めております。

これらの個別の手段を束ねるのが、横軸と考えています。除雪センターを中心に、直営、委託、地域といった多様な除雪手段を、システムの活用によるリアルタイムな情報に基づき、効果的に連携、調整することで、除雪作業全体を円滑に、かつ効率的に進めることができるように取り組んでいます。これにより、特定の手段だけに頼ることなく、状況に応じた最適な除雪対応を可能にしていきたいと考えております。

議 長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 1問目として外部人材の積極的な活用に向けてと、あわせて、関連内容について伺ってまいりました。町長の思いによる取組と思います。思いがかなうためのさらなる充実と、要望しました事項がぜひ実現する取組、早急なる対応を求めるとともに、提案理由で述べた行政課題に対応できる体制の構築に向け、努力していただくことを強く求め、2問目の質問に移ります。

2問目は、友好都市交流の推進に向けてです。これも4月1日8年度より、観光商工課内に友好都市交流推進室が設置されました。重要事業の一つとしての取組と思っているわけですが、まず、推進室設置の背景と目的について伺います。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 背景と目的について答弁させていただきます。

本町は、これまで国内6都市、台湾台南市との友好都市協定等を締結し、物産交流、相互訪問、また、体験学習など様々な交流を積み重ねてまいりました。

しかし、これまでの交流は、イベント出店や物産販売を中心とした個別事業の積み重ねにとどまっており、例えば地域課題の解決や新たな価値の創出という観点から、体系的な検証が十分でなかったと認識しております。

こうした状況を踏まえ、交流を実施段階から、成果につなげる段階へと移行させるため、今般、友好都市交流推進室を設置させていただきました。本室は、各課、その他関係団体との取組を横断的に統合し、交流を戦略的プロジェクトへと転換する中枢機能を担うものと考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 議会としては、昨年の11月、台南市議会との友好交流協定を結ぶという画期的な出来事がありました。今後、当局と議会が相まつの取組も期待されるわけですが、台南市をはじめ、先ほど町長が触れておりましたさいたま市、取手市、中野区、三宅村、伊奈町、奄美市等の交流があるわけですが、各都市との交流の経緯、取組内容・実績、現状と課題、今後に向けてと、落としている都市があれば、それも含め、内容の説明・回答をお願いいたします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 令和6年度は、先ほどご紹介いただきました。繰り返しになって恐縮ですが、さいたま市、取手市、中野区、三宅村、伊奈町において、物産展の出展、体験学習の受入れ、伝統工芸交流などを実施し、台南市はマンゴー祭りに参加、旅行博には出展、そして、町民旅行などを実施してきたところでございます。

共通する課題では、やはり交流が物産販売中心に偏りがちであること、また、事業者、職員間の継続的な関係構築が不十分な点が挙げられるので、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、交流推進室設置の趣旨に沿って、今後取組を進めていきたいと考えております。

なお、今、ご紹介した自治体以外にも、協定を結んでいるわけではございませんけれども、石坂武議員が議長当時、太田市に、ごめんなさい。

取りあえず、ここで締めさせていただきます。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 台南市との中学生の交流においては、この交流を契機として、台中市への大学進学という状況もあり、大変喜ばしいことであり、このことについては既に若干の説明を受けているところですが、せっかくの機会ですので、再度内容説明をお願いしたいと思います。

議長（小林 洋君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 石坂武議員のご質問にお答えいたします。

令和元年度に、中学生海外派遣事業に参加したみなかみ中学校の卒業生が、派遣事業を体験してから台湾に非常に興味を持ち、昨年度から留学をして、台中市にある逢甲大学に

進学しており、現地で充実した学校生活を送っていると聞いております。

昨年度の派遣事業において、この卒業生とみなかみ中学校の生徒27名が、台湾で交流する場を設けました。生徒たちにとって、自分の将来について考える大変良い機会となりました。この卒業生は、7月には母校において、自らの経験を後輩の高校生に向けて講演を行うということも聞いております。

また、派遣事業には参加しておりませんが、みなかみ中学校の卒業生の1人が、今年も台湾への留学を希望しており、町に進学相談に来ていると聞いております。国際的な視野を持つ若者が育っていることを頼もしく感じているところでございます。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 台南市の中学生等の交流のほかに、奄美市においても教育委員会関連の取組もあるわけですが、観光商工課内に友好都市交流推進室が設置されましたが、今後、所管、事務対応についてはどうなるのか。縦串、横串の典型的な取組になるのでしょうか。一括管理をするのかを含め、伺います。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） 友好都市交流推進室を窓口として、交流について一括管理をしていくのかというご質問と受け止めて回答させていただきたいと思います。

中学生海外派遣事業では、台南市の崇明国民中学校との交流、その翌日に、台南市政府の訪問を行っており、2日間の日程調整が必要となります。この日程調整を2月から4月にかけて、学校教育課の意向を伝え、商工観光課を通じて調整をしています。事業の実施に当たり、細部の調整が必要となりますので、崇明中学校や台南市政府との連絡役をお願いし、実施しているところでございます。

今年度、組織機構の改編がありましたので、友好都市交流推進室を窓口として、推進室の仕事の一環として、今までと同様に日程調整などをお願いしたいと考えております。

ただ、奄美市との交流事業につきましては、生涯学習課で企画から実施まで、各小学校と調整をしながら、向こうの教育委員会とも家庭とも密な連絡を取ってやっておりますので、現在のところは従来のとおり進めていく方向で考えております。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 今、奄美市の関係もちよっと出ましたけれども、当然、奄美市との交流においては、学校間の交流という意味合いから、学校の規模とか児童数の問題等が当然あると思うんですけれども、その点についてはどう取り組んでいるか、既に取り組んでいるか、伺いたいと思います。

議長（小林 洋君） 教育長。

教育長（田村義和君） お答えする前に、訂正をさせていただきます。

商工観光課と私、申し上げてしまいましたけれども、観光商工課でございます。失礼いたしました。

それでは、先ほどの質問、学校間規模の差についての取組ということでお答えさせてい

たきます。

現在交流を行っている崇明中学校は、生徒数が約1,500人規模の大きな学校であり、みなかみ中学校の規模と比較しますと、大きな違いがございます。様々な取組を積極的に展開している先進的な学校でございます。

この学校と交流を続けていくことで、崇明中学校の生徒から、みなかみ中学校の生徒が非常に大きな刺激を受けており、国際感覚やコミュニケーション能力、英語能力向上への意欲など、大きな目標を持ち、必要とされる取組を実践していくことが期待できますので、このまま継続していきたいと考えております。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 次に、町民旅行の取組についてはどうなっているか。その他、台南市との交流の取組はどうなっているか、将来展望を含め、教えてください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 台南市への町民旅行は、毎回ご好評をいただいております、町内外からも参加希望者が多いことから、令和7年度から町の補助金をなくし、みなかみ町友好都市台南市ツアーとして参加枠を拡大しております。今後は、お互いの市民、町民が直接顔を合わせる機会を創出する企画にも取り組んでいきたいと考えております。

台南市とは、長年にわたり築いた信頼関係がございます。今後は、人的交流に加え、物産交流も研究し、経済や文化の連携強化を図りながら、友好関係をさらに深化させていきたいと考えております。

また、台南産のマンゴーだったり、学校給食に台南マンゴーの日というのを、1学期の後半に設けさせていただいて、物産交流というのはしているということでご理解いただけていると思っております。

議長（小林 洋君） 石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） 最近においては、先ほど町長が触れました、その他、太田市との交流が挙げられると思います。

たまたま本日、ロビーで3×3 MINAKAMI TOWN.EXEのファンクラブ受付会が行われているわけですが、太田市との交流については、当時、私が議長時代、バスケットボールの関係からのつながりが始まりと思っています。令和5年12月定例会時、太田市の松川市議会議員の一般質問を契機として、当時の太田市長時代からのご縁であり、現市長においても、引き続きの交流がなされていると思いますが、現状、全くその動きが、私としては見えていないわけなんですけれども、その辺について教えていただきたいのと、当時、関わった者としては、特に気になる部分ですので、関わった者として大変情報の提供がないということは、寂しい思いもしているのも現実であります。その辺について説明願います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 石坂武議員が当時、議長時代、たしか2人で一緒に行ったか、3人か。当時、

清水市長だったと思います。大変ご協力いただきありがとうございました。そこで、きっかけとして太田市との交流が、まず始まったところであります。

去年、おとしになるかな、太田市の敬老会によるみなかみバスツアーが行われ、約500人程度、同日でなく、日をばらばらにしてバスツアーをみなかみ町に誘致することにも成功させていただきました。

その後、穂積市長の下にも幾度となくお伺いし、穂積市長も実際にみなかみ町に来て懇談をし、私自身がみなかみ町のいろいろな所をご案内をさせていただいた経緯もございます。活発な交流が続いているということでもあります。

また、今年3月には、群馬クレインサンダーズの試合観戦や史跡巡りを含む太田魅力再発見バスツアーを、太田市からの企画、ご提案により実施していただき、多くの町民が参加したと伺っております。活気あふれる太田市の今を感じていただく良い機会になったというふうに思っております。

また、今年の7月には、フレンドシップ2026 in みなかみとして、太田市の子供たちが本町を訪れる予定となっております。また、これには私も開会式と閉会式には行って、顔を出したいと思っております。

また、今年度からみなかみの水、ちょうどありました、このみなかみ湧水、これを太田市の関係団体に購入していただき、太田市における各種会議やイベント等で、お茶代わりに飲み切りサイズを使っていただけというふうに伺っております。また、イベント等でも使っていたように伺っております。

また、今後も交流を積み重ねながら、相互の信頼関係を一層深め、その成果を両市町のまちづくりや地域活性化に結びつけることで、互いに発展し合える関係の構築に努めてまいりたいと考えております。

穂積市長とは、お互いに市長、町長になる前に、もう既にいろいろな勉強会などで一緒になっておりまして、非常にフレンドリーな関係であります。

以上です。

議長（小林 洋君） まとめてください。

石坂武君。

（12番 石坂 武君登壇）

12番（石坂 武君） この部分については、さらなる積極的な取組を期待したいと思います。

2問目として、友好都市交流の推進に向けての取組について伺ってまいりました。縁あったの交流と思われまし、都市間それぞれにとって有意義なものでなくてはなりません。交流がそれぞれにとってさらに意味のあるものになることと、それに向けた積極的な取組を期待し、求め、質問を終わります。

議長（小林 洋君） これにて、12番、石坂武君の質問を終わります。

暫時休憩いたします。次の再開は13時ちょうどです。

（午前11時55分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（小林 洋君） 8番阿部清君の質問を許可いたします。

(8番 阿部 清君登壇)

初めに、蛍光灯器具の生産終了に伴う町の対応について伺います。

まずは、町の公共施設におけるLED照明への切替え状況をお伺いします。

(町長 阿部賢一君登壇)

以上、一次答弁とさせていただきます。

(8番 阿部 清君登壇)

8 番（阿部 清君） 公共施設 124 か所のうち 19 か所の施設で切替えが終了しているということですが、残り 100 か所以上の施設がまだ未実施ということで、今後、段階的に変えていくとのことですが、残りの施設でも補助金等活用が可能な施設があれば活用していただき、計画的な切替えをしていただければと思っております。

町内の公共施設には、地域の活動拠点である公民館等があります。そのほとんどの施設が行政区で管理しています。

昨年 6 月定例会一般質問で、行政区の今後の在り方ということで質問させていただきました。質問の中で、各地区には公民館等があり、その多くの施設が整備から十数年の年月が経過しており、改修や建て替えの時期を迎えていると伺いました。その質問に対して、町長は、現状では、各地区の負担によって地区集会所を維持管理し、改修、修繕には必要に応じて町等の補助事業を活用していただいているとの回答でありました。

公民館等の地区集会施設の LED 照明への切替え工事にも補助が可能になるのか伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 先ほどの前段の答弁、124 か所あります。順次、だから計画的に交換を進めていきたいというふうに考えております。

先ほどの質問ですが、補助が可能なのかというご質問だと思います。LED 照明器具の交換に対する町の補助は 2 つ用意をさせていただいております。

まず、1 つ目は、みなかみ町地域コミュニティ施設整備事業補助金でございます。本補助金は対象経費の 5 分の 3、そして、上限 100 万円まで補助をしております。令和 6 年度の実績といたしましては 1 件、町組月夜野会館においてご活用いただきました。令和 7 年度は 3 件、藤原中区集落センター、藤原北部地区生活改善センター及び湯宿区生活改善センターにおいてご活用いただいております。

なお、令和 5 年度以前の実績はございません。

2 つ目が、自主防災組織活動補助金でございます。これは、本補助金は補助上限額は 100 万円とし、その全額を補助するものでございます。昨年度までに LED 交換工事として活用されたのは 10 件でございます。令和 3 年度に師区、小川区の 2 件、令和 4 年度に小川区、小和知区の 2 件、令和 5 年度は師区、小川区、綱子区の 3 件、令和 6 年度は小川区、綱子区の 2 件、令和 7 年度には南区の 1 件の活用実績がございます。

なお、この補助金につきましては、みなかみ町防災計画に位置づけられている指定避難所が対象となっております。

引き続き LED 照明器具の工事推進に資するよう、適切な支援に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8 番 阿部 清君登壇）

8 番（阿部 清君） 地域コミュニティ施設整備事業補助金と自主防災組織活動補助金の 2 つが活用できるということですが、町内のほとんどの公民館は指定避難所になっていると思います。そんなことで、補助金の活用が可能になると思いますが、こうした補助金、補助事業、

あることを知らない地区等もあると思いますので、今後、区の負担を減らすためにも活用
の推進をお願いしたいと思います。

公共施設の中でも消防団詰所の対応も課題になります。現在、厳しい財政状況の中でも、
老朽化が進んでいる消防団詰所は毎年計画的に新築工事が実施されています。新築された
詰所は既にLED化されているものと思いますが、現在、町内には、詰所、車庫、器具置
場等の消防団施設が多くあり、新築された詰所を除いても相当数の消防団施設のLED化
が必要になります。

今後、この規制により、切替え工事を一括で行うことは厳しいと思います。更新すべき
詰所施設の優先順位はどのように考えているのか、お伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 詰所のLED化についてのご質問だというふうに受け止めさせていただいて、
答弁させていただきます。

町の消防施設は、詰所、車庫、器具置場合わせて45か所あります。消防施設は町の財
産ではありますが、平時から広く一般住民の方々が利用できる公共施設とは異なり、維持
管理や運営については、地元消防分団や行政区に一任をされているところであります。

このため、軽易な修繕につきましては、地元消防団や行政区をお願いしておりますが、
高額な費用が発生するものについては町での対応を検討し、経費を考慮しつつ、施設の利
用頻度や安全性の確保、経年劣化の状況などを総合的に勘案して、その交換の優先順位を
決定していきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げま
す。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8番（阿部 清君） 現在、消防団施設45か所あるということですが、今後、できればバ
ランスよく、分団が偏らないような更新をしていただければいいと思うんですが、また、
消防団員の減少により、分団の体制や施設の在り方についても、今後慎重に判断していき、
更新していただければと思っています。

賃貸物件での照明器具、電球等の交換は入居者負担でもできますが、LED器具は自分
で交換できるものとできないものがあります。天井に引っ掛けシーリングがついていれば
簡単に交換できますが、蛍光灯器具の取付けは電気工事が必要になる場合もあります。

賃貸物件での工事は原則大家または管理会社の負担であるため、入居者が本体器具を勝
手に交換することはできないと思います。この規制により、賃貸物件でのLED照明への
交換が必要になる場合があると思うんです。

町営住宅の対応についてお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 町営住宅への対応ということで、その前に、消防団のこれからのいろいろ在
り方ということで、ちょっと。

消防委員会がみなかみ町には組織されておりますので、そのテーブルでいろいろこれか
らの消防団員の確保だったり、人口減少の状況を見ていろいろと議論がなされるんだとい

うふうに認識をさせていただいております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

町営住宅の対応についてのお伺ひですが、現在、町営住宅は3地区41棟、管理戸数が280戸となっており、多くの入居者の皆さんにご利用いただいているところであります。一般的な賃貸住宅におきまして、電球等の消耗品については、入居者において交換可能ですが、LED照明器具につきましては、器具の形状や設置状況により、入居者自身で交換できないものと、電気工事を必要とするものがあります。先ほどの阿部清議員のご紹介のとおりであります。

特に、配線工事を伴う照明器具の交換につきましては、建物設備に関わる工事となることから、町営住宅におきましても、入居者が独自に交換を行うことはできないものと考えております。

町は現在、退去修繕の際に、LED器具へ交換し、専用部分の未交換の照明器具につきましては、経年劣化による故障が生じた場合、また、既存器具への電球の入手が困難となった場合には、維持管理の一環として、順次LED照明器具への交換を進めてまいりたいと考えております。

なお、町営住宅全体の照明器具につきましては、予算の都合上、一度に全て交換することは困難であることから、必要性や、また緊急性を勘案しながら、順次計画的に対応してまいります。

今後におきましても、入居者の安全性、利便性の向上を図りながら、適切な町営住宅の維持管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8 番（阿部 清君） 町営住宅の場合、予算の都合上、一度に全て交換することはできないということで、順次計画的に対応していくということですが、次の質問で伺ひますが、蛍光灯器具には耐用年数がありますので、町営住宅については、やはり築年数の古いもの、そういったものがやっぱり交換していく基準になるのかなと、自分的には思っているんですけども、いずれにしましても、入居者の安全を考慮した対応をお願いして交換していただければと思います。

現在、使用している蛍光灯の使用を、先ほど町長が言ったように、継続することは可能です。蛍光灯が安全に点灯している場合は、すぐに交換する必要はありません。ただし、規制開始後には製造されなくなるので、今使用している蛍光灯が不点灯になった場合、在庫等があればいいんですけども、LED照明に交換しなくてはなりません。そのようなことから、不点灯になる前にLED照明への交換を進めていく必要があると思います。

しかしながら、LED照明への安易な交換は重大事故につながります。特に、直管LEDランプは、種類や施工方法を間違ふとランプや器具内部が高温になり、発煙や発火の可能性が高まります。蛍光灯器具には耐用年数があり、使用年数が10年を超えると故障が急増するため、10年を適正交換時期、15年を耐用の限度としています。劣化が進んだ蛍光灯器具を使い続けたり、直管LEDランプと蛍光灯器具の組合せを怠る取付けをした場合の発火事故が多発しています。そのため、LED照明に交換する際は、器具ごと交換

することが推奨されています。

蛍光灯の製造終了が近づくにつれ、LED照明への切替え需要が急増することが予想され、今後、安易な交換による火災を防ぐための知らせや、取付業者を装った詐欺まがいの行為も予想され、町民への注意喚起等、周知も必要になると思います。

今後の町の対応をお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 注意喚起等の周知ということの質問だというふうに捉えさせていただきます。

今、清議員からご紹介あった、10年が適正で15年が耐用年数だという。今、自宅のいろいろ想像すると、結構来ているなというような気がしております。ちょっと気をつけて私も個人的なことですけれども対応したいと思います。

照明器具の交換につきましては、安全性の確認など、やはり十分な注意が必要であると認識しているところではあります。国の経済産業省から、蛍光灯の製造・輸出入終了に関する情報が既に発表されており、LED照明への切替え方法に関する情報も各方面から提供されております。

2027年末の期限が近づくにつれ、各機関やメディアでの情報発信が大変増加すると予想される中、逆に、こういうことを利用した悪質業者という出現も大変懸念をされます。

町といたしましては、広報紙やホームページ、そして、町の回覧等を活用し、町民の皆様に向けた情報提供や注意喚起を適切に行っていきたいと考えております。

とにかく、事故また発火というようなことがあってはとても困りますので、やはりその点の注意喚起というものは本当に大切なことだというふうに認識させていただいております。

以上です。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8 番（阿部 清君） 先ほど町長が自宅のほうでも耐用年数があることをあまり気にしないで使っているとか、まあ、どこの家も、そういう家庭多いと思うんです。普通の蛍光灯、天井につけるタイプだったら、本当に簡単にできるんですけれども、特にお勝手とかそういうところがやっぱり直管の蛍光灯ランプ使っているところが多いので、そういうところはやっぱり個人では交換できないと思うので、その辺、業者にやってもらうしかないと思うので、その辺注意していただければと思うんですけれども。

町のほうで、広報紙や先ほどの注意喚起、ホームページ、回覧等で積極的に情報提供を行っていただけるようですので、特に最後、町長が言ったように、施工方法を間違えると本当に発火の可能性で火災等起きる場合がありますので、その辺の注意喚起だけはしっかりしていただければと思います。

LEDの電球の価格ですけれども、普通の電球、LED電球はやはり1,000円から5,000円前後であり、LED、蛍光灯の価格は1万円前後になることもある。従来の、そんなことで、従来の白熱電球や蛍光灯と比べると実に10倍以上の差があります。

そのようなことから、LED照明切替えに必要なとなる費用の軽減を図るために、各地で

ＬＥＤ照明設置費用の補助を行っています。県内では桐生市が、市内に住民登録があり、市税を滞納していない世帯主を対象に、居住する住宅の照明器具を蛍光灯からＬＥＤ照明に替えた場合の購入費と設置費用の一部を補助しています。

当町においても、蛍光灯製造終了という期限が迫る中、全ての家庭がスムーズにＬＥＤ化を進められるよう、町としてもより踏み込んだ支援策が必要になると考えます。低所得者層など、経済的に生活が困難な状況にある家庭への直接的な支援の拡充が望まれます。

ＬＥＤ照明の設置費用補助の考えをお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） ＬＥＤではなかったんですけども、過去に時限的ではありますが、省エネ家電買換え支援事業という事業も大変ご好評をいただいたところであります。

というか、今回、ＬＥＤに特化して補助事業、助成事業はどうかという質問です。

蛍光灯の製造が２０２７年に廃止されることに伴い、当町においてもＬＥＤ化を推進することは重要であり、また、ＬＥＤ照明は省エネルギーかつ長寿命であり、環境負荷の軽減や光熱費削減の観点からも、町民の皆様の生活の質の向上に資するものと認識をさせていただいております。

一方で、ＬＥＤの導入に際しては、初期費用が高額になる場合があります、特に、低所得者や生活困窮者の方々にとっては、経済的な負担が懸念をされているところであります。

このため、これらの方々への支援策の必要性についてのご指摘は極めて重要であり、町としても、当然ではありますが、真摯に受け止めさせていただいております。

今後、低所得者や生活困窮者を対象としたＬＥＤ照明導入支援のための補助金制度について、各自治体、先ほど桐生市のご紹介がありました。取組状況や制度の効果等に関する情報収集を進めるとともに、本町の実情に即した支援策について検討をしてみたいと思っています。

当然、電気がつかないなんていうことがあってはならないというふうには考えておりますので、町民に寄り添う姿勢として、何らかの制度というものをこれから検討していきたいと思っています。そのときには、議員各位のご指導もよろしくお願いしたいと思います。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（８番 阿部 清君登壇）

８番（阿部 清君） 今後、検討していただけるようですので、よろしくお願いしたいと思いますけれども。

町では、過去に省エネ家電購入補助をしていた経緯が大変好評だったということですので、そういった補助に対する期待感も住民あると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

従来の蛍光灯からＬＥＤ照明に交換した場合、消費電力が約５０％削減されています。桐生市の場合は、高騰する電気料金の負担軽減を図るとともに、温室効果ガスの排出削減による地球温暖化対策も含めた補助事業ということも聞いております。ほかにも、環境省の地域脱炭素推進交付金を活用して、脱炭素推進補助として省エネ性能の高いＬＥＤ照明

への切替え補助として行っている自治体もあります。

当町においても、物価高騰などで生活が成り立たなくなっている人が増加しています。今後の町の取組を期待しまして、次の質問に移ります。

2問目の質問は、道路沿い樹木の適正管理ということで伺います。

当町においての樹木は、四季折々の美しい景観を保ち、鮮やかな花を咲かせたり、新緑や紅葉することで私たちに多くの癒しと安らぎをもたらす大切な存在であります。

しかしながら、近年、道路沿いの成長し過ぎた樹木が目立ち、枝が道にはみ出したり、枝折れや倒木のおそれ車両や歩行者にとって安全を脅かす危険な存在になっています。このまま放置すると被害を引き起こす可能性が高まり、さらに、樹木は成長し過ぎると電線や電話線に接触し、停電などの被害を引き起こすことも想定されます。

これらのリスクを未然に防ぎ、安全な環境を保つことが重要であります。公道沿いの樹木の管理者、所有者は、道路の構造に損害を及ぼさないよう、また、交通に危険を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならないとされています。

現在行っている町の対応をお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） いつでしたか、先月だか、強風で町道とか枝葉が折れた、それは9か所、役場のほうで対応させていただいたところであります。

本町の面積は約781平方キロメートルあり、町が管理する町道は、令和8年3月31日現在で4,135路線、総延長は1,084キロメートルになります。こうした道路網は、当然、住民生活や地域経済を支える重要な社会基盤であり、安全で円滑な通行環境を維持していくことは町の重要な責務であると認識をしております。

近年、道路沿線におきまして、成長した樹木による枝張りや枯損木等が見受けられ、倒木や枝折れによる通行車両、歩行者への危険性が懸念されているところであります。特に、台風や強風、大雨等の自然災害時には、道路交通への支障のみならず、重大事故につながるおそれもあることから、道路の安全確保は重要な課題であると考えております。

公道沿いの樹木につきましては、土地所有者や管理者が適切に維持管理を行い、道路交通に支障を及ぼさないよう必要な措置を講ずる責任があるものと認識をしております。町におきましても、道路パトロールや地域からの情報等を通じて危険箇所の把握に努めており、道路通行に支障が生じるおそれがある樹木につきましては、所有者に、あくまでも所有者に適切な管理をお願いしているところであります。

一方で、道路沿いの樹木の中には、民有地内に存在するものが多く、個人所有の財産であることから、所有者の承諾なく伐採や剪定を行うことは法的な制約もあり、全て行政側で管理、対応することは難しい状況にあります。

しかしながら、倒木や枝折れ等が発生し、道路交通に危険が及ぶ場合や、実際に通行に支障が生じた場合には、町として速やかに現場確認を行い、安全確保を最優先として、撤去や片づけなど、必要な対応を実施しているところであります。先ほどの冒頭の話がそういうことです。

緊急性が高い場合には、警察や消防、災害応急対策業務に関する基本協定を締結してい

る関係事業者と連携しながら対応に当たっております。

今後につきましても、道路利用者の安全確保を第一に、危険木の早期把握に努めるとともに、土地所有者への周知、啓発を行いながら、適切に維持管理を推進していきたいと考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8 番（阿部 清君） 冒頭、町長が言いましたけれども、先月、強風による被害、多分5月の連休中のことだったと思うんですけども、家の周りも相当落ちていて、やはり休み中だったということで、行政がすぐ対応できなかったもので、道路の周り、端のほうに地域の住民たちが枝を寄せたり、いろんなことをして処理していただいた経緯がありました。

今の質問に関しては、町は本当に広い面積を有していて、町道だけでも多くの路線があり、全て管理するのは本当に大変なことだと思います。そのほかにも、国道や県道もありまして、山間地での危険樹木というか、山間地がやはりそういった道路沿いの樹木多いと思いますので、なるべくそういった方面の危険樹木、早期に発見に努めていただくことが事故防止につながると思いますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

道路沿いの竹木、竹などで道路上にはみ出したり、また、倒れたりして交通の妨げになるケースも発生しています。特に、冬期間は雪の重みで倒れたりして、通行や除雪の妨げになることもあります。そうした竹木のほとんどが道路に接する私有地のものであり、適切な管理がされていないものと思われます。私有地からはみ出している樹木は、その土地の所有者に所有権があるため、先ほど説明があったように、行政が勝手に伐採することはできません。

道路にはみ出している枝などで事故が起きた場合、その土地の所有者に賠償責任や管理責任が問われることもあります。町としても適切なパトロールをしていると思いますが、私有地からはみ出した竹木が道路を覆ったり塞いだりした場合、所有者に対してどのような対応をしているのかお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 道路沿いの竹木等につきましては、枝葉の張り出しや倒木により、通行の支障や除雪作業の妨げとなる場合があります、安全確保の観点から適切な管理が重要であると認識しております。特に竹は、冬、春先の重い雪をかぶると、みんな道路にこう、現場を自分自身ももう幾度となく経験しております。

私有地から道路上へはみ出している樹木等につきましては、土地所有者に所有権があることから、やはり先ほど申し上げさせていただきました、阿部清議員ももう十分認識をされているんだと思います。町が無断で伐採等を行うことは原則としてできません。

町におきましても、道路パトロールや地域からの情報提供を通じて危険箇所の把握に努めており、道路通行に支障が生じるおそれがある樹木につきましては、所有者に適切な管理をお願いしているところです。

一方で、道路沿いの樹木の中には、民有地内に存在するものも多く、個人所有の財産で

あることから、所有者の承諾なく伐採や剪定を行うことは法的に制約もあり、全て行政側で管理、対応することは難しい状況にあります。

しかしながら、倒木や枝折れ等が発生し、道路交通に危険が及ぶ場合や、実際に通行に支障が生じた場合には、町として速やかに現場確認を行い、安全確保を最優先とし、撤去や片づけなど必要な対応を実施をしております。

このため、町では、道路パトロールや区の要望、そして、住民からの通報等により危険箇所を確認した場合には、土地所有者に対し、枝払い、伐採、竹木の撤去等の適切な維持管理を通知等によりお願いをしております。特に、通行に支障がある場合や冬期間の除雪作業に影響を及ぼすおそれがある場合には、速やかに対応しているところであります。

また、日頃から広報や町ホームページ等を通じて、道路沿線の適正管理について周知啓発を行い、所有者の皆様にご理解とご協力をお願いしております。

今後につきましても、道路利用者の安全確保と円滑な道路管理のため、引き続きパトロールと周知啓発に努めますとともに、必要に応じて所有者へ個別対応を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小林 洋君） 阿部君。

（8番 阿部 清君登壇）

8 番（阿部 清君） 町では、広報紙やホームページで周知していることも、先月の広報で私も見て、その辺は存じているんですけども、こうした問題、当町だけではなく、全国各地で起きています。

所有者が高齢で、自分で切ることができないというような人や、また、業者に頼むと費用がかかるので放置しているというような事例もあるようです。所有者の分からない土地、また、空き家となり持ち主と連絡が取れないというような場合もあるようです。町としてもそういった同様なことが起こり得るかもしれません。そういったことも含めて、今後、早めの対応をしていただければと思います。

町内には、病害虫による被害で枯死した樹木も多くあり、特に道路沿いの被害木は重大な危険要素であり、交通事故を予防するための重要課題になります。枯れた樹木は、内部から腐敗し、強風や雪の重みに耐えられず倒れるリスクが高まります。

令和4年3月定例会で、ナラ枯れ被害と今後の対策ということで質問いたしました。ナラ枯れにより枯れた樹木は、放置すると3年から5年で枝が折れ、10年経過すると約50%が幹折れし、放置すれば倒木により民間に被害が及んだり、道路などで交通障害を招いたりするおそれがあるということで伺ったところ、当時の町長は、今後は、被害木が生活環境周辺に拡大するようであれば、何かしらの対策を検討していく必要があるとの回答でありました。

現在、水上地区の主要道路の至るところでナラ枯れによる被害木の枝が落下し始めており、今後は、道路への倒木により交通障害や人身事故の発生が予想され、早急な対応が必要と思われます。ナラ枯れによる道路沿い樹木の対応をお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 令和4年3月の定例議会で阿部清議員がこのナラ枯れの質問をしたのは記憶に残っております。一緒にそちらの席で質問を聞いた記憶があります。

ナラ枯れ被害につきましては、平成22年8月に湯桧曽地区において、群馬県内初の被害木が確認されて以降、平成29年を境に、町内のみならず、県内においても爆発的に被害が拡大をしております。

この間、みなかみ町においては、群馬県が示す防除方針に準じて、主におとり丸太や粘着テープの設置など、害虫を捕獲する手法による拡大防止策を講じてまいりました。たしか現場にも視察に行ったという記憶があります。

また、当時、令和4年3月議会において阿部清議員からご提案いただきました町内の自伐型林業団体と連携し、穴を開けられやすいとされている大径木を積極的に伐採し、有益な資源として活用する取組を行ってまいりました。しかしながら、残念ながら、自然の摂理にはあがえず、十分な成果につながっていないのが現状であります。

加えて、町では貴重な森林資源であり、利用を促進しているコナラを中心とした広葉樹を害虫から守るため、群馬県林業試験場の指導の下、自伐型林業団体の協力を得て、防護ネットの設置や予防薬剤の散布なども試みてまいりました。しかし、これも決定的な打開策となるほどの成果は得られなかったのが実際であります。

そのような経緯を経て、現時点で害虫に穴を開けられる前に伐採することが、森林資源の保全、もしくは被害拡大防止の観点から最も有効な手段であると考え、胸高直径30センチ、胸高で30センチというふうにご理解いただければと思います、を超えるブナ科の樹木について、自伐型林業団体へも積極的な伐採を呼びかけると同時に、町有林においても同様の取組を行い、搬出された丸太はその後、管内の小学校へ導入する机と椅子や、今後、町において町が実施する事業等で活用できるよう、製材、天然乾燥まで行った状態で保管をしております。

その上で、今回ご質問いただきました道路沿いのナラ枯れ被害木の安全管理に関してですが、基本的には、樹木の管理については、道路沿いであろうとも地権者の責任において行っていただくことが原則であります。

また、公道の管理につきましては、阿部清議員ご承知のとおり、国道、県道、町道、それぞれ所管する官公庁が安全管理者として管理を行っているものです。現在、マツ枯れについては、町が安全管理者として管理を担うべき町道等であって、かつ道路沿いの危険木として各行政区等から対応の要望があった事例に関しては、担当課において現地を調査し、公的なリスクが確認された場合は、県の補助事業を活用して処理を行っているところであります。

しかし、ナラ枯れについて、現時点で同様の補助事業は用意をされておりません。

今後、松枯れと同様の補助事業が整備された場合には、積極的に、当然でありますけれども活用していきたいと思っておりますし、その部分についてもしっかりと要望をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（小林 洋君） 阿部君。

(8番 阿部 清君登壇)

8 番(阿部 清君) ナラ枯れによる被害木、道路沿いであっても所有者の責任で行うのが原則と
いうことですが、マツ枯れについては県の補助事業が活用できるようですが、ナラ枯れに
ついては、現在、補助事業がないということですが、そう遠くない時期に倒れることが分
かっているものを放置しておくこともできないと思います。

先日、この質問をするに当たり、農林課の課長がちょっと私の家まで来てくれて、近く
で危ないところをちょっと見に連れていって、その路線が町道のユキヤマ線、幸知と湯桧
曽の間にある。そこに見に行きまして、車から降りて被害木を見ていたら、風もほとんど
ない無風状態でいきなり「パキパキ」なんて音がして枝が折れたんですよ。たまたま道
路上に落ちてきたんだけど、下に枝が張り出していて、その枝に引っかかっていて、
道路までは落ちないというような状況で、いや、本当に二人で怖い思いしたんですけど
も、何か自然というか、山が我々にこういうことが起きるよという何か警鐘を鳴らしてい
たのではないかと、ちょっとそんなように思ったので、この場で今言わせてもらったん
ですけれども、何かしら本当に、早急に対応をしていただければと思いますので、よろしく
お願いします。

今年の花見シーズン、桜の木の倒木事故が各地で相次ぎました。その原因はソメイヨシ
ノの寿命だと言われています。日本で最も多い桜の種類、ソメイヨシノの寿命は、一般的
に60年から80年と言われています。日本に植えられている桜の多くは、戦後復興のシ
ンボルとして、学校や公園などに植えられました。また、高度経済成長期に緑化整備の一
環として道路沿いなどにも多く植えられました。現在、その多くの桜が寿命を迎えており、
近年の度重なる桜の倒木事故を受け、各地で桜の木の緊急点検を行っています。見た目
には健全に見える樹木でも、内部の腐朽や根の劣化により、突然倒れるケースも報告され
ています。町内でも、桜の老木は多く見られ、突然倒れることも予想されます。

国土交通省の調査では、街路樹の倒木は年間平均5,200本発生しており、倒木起因
による事故も年間200件確認されており、今年3月30日に国土交通省より公表された
街路樹点検の実施促進に関するガイドラインが示されました。現状において、定期巡回
を実施していない道路管理者に向け、街路樹点検の実施を促進するために点検診断の効率化、
重点化の考えを示し、倒木、落枝等による交通障害や事故、特に人命に関わるものをで
きる限り未然に防止することを目的として、原則年1回の徒歩による近接目視を基本とした
定期巡回の実施が推奨されています。

当町において実施の考えがあるのか、時間がないので簡潔にお願いします。

議 長(小林 洋君) 町長。

町 長(阿部賢一君) 危険性の高い樹種の箇所を優先するなど、効率的かつ効果的な点検方法につ
いて研究し、当然事故があつては困りますので、積極的に取り組んでまいりたいと考えて
おります。

実際に、たくみの里で樹齢何年かのこういう大きい、自分が子供の頃から同じ、きれい
だったんですが、それが1本道路沿いに倒れて、たまたま車両とか人がいなかったのによ
かったんですけども、そういうのを目の当たりにさせていただきました。それで、倒れ

たのをきっかけに、同じ列で並んでいる4本ぐらいかな、全部伐採をさせていただきました。当然、事故が起きる前の対処、対応はしっかりとこれから点検しながらさせていただきたいと思っております。

あと2分あります。

議長（小林 洋君） 阿部君。まとめてください。

（8番 阿部 清君登壇）

8 番（阿部 清君） 現在の道路パトロールでは、多分、私が見ている限り、道路の穴や落石、倒木などのパトロールが目的で、倒れる前の危険木については、車中からはなかなか見にくいと思います。

今後は、国のガイドラインを参考に、前向きに取り組むということですので、よろしくお願いしたいと思います。

あと1問ちょっとあるんですけども、これも答えまでという間に合わないと思うので、この問題はちょっと無理なようなので、終わりにします。

みなかみ町は、自然が豊かな分、自然災害のリスクが比較的高い地域であります。また、樹木も多く、強風や暴風雨、大雪による倒木のリスクも高く、従来の点検では倒木リスクを軽減できず、交通障害や事故が発生してからの対応では遅過ぎます。道路沿いの樹木がどのような状態になると危険とみなされる判断は、見た目では分からないものが多く、むしろ危険なケースほど外観では判断しにくいこともあるようです。

事故を未然に防ぐための定期的な点検と、樹木医による診断が効果的です。危険木を見つけたら早めに伐採することで事故を未然に防ぐことができます。安全を最優先とした対策と適正な道路管理をお願いしたいと思います。

あと1問、本当に最後の1問、いろいろ調べてもらったんですけども、当局の皆さんにこの場でお詫び申し上げまして、質問を終わりにします。

議長（小林 洋君） これにて8番阿部清君の質問を終わります。

通告順序3 7番 鈴木 美 香

1. 伴走型の健康福祉事業について
2. 「みなかみ18湯」の現状について
3. 「ふるさと住民登録制度」の参画は
4. 行政におけるサイバーセキュリティの強化の取り組みは

議長（小林 洋君） 次に、7番鈴木美香君の質問を許可いたします。

7番鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 7番鈴木美香。

議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきたいと思います。

今回、4つの大きな項目がございます。最後までたどり着きたいと思いますので、ご答

弁に関しては簡潔にご協力お願いしたいと思います。

早速ですが、まず1つ目、伴走型の健康福祉事業についてですが、前回の3月議会で関連する町の健診について一般質問させていただきました。ご答弁によりますと、令和6年度における平均寿命は男性が82.6歳で、そのうち平均自立期間、いわゆる健康寿命の平均は81.1歳、女性の平均寿命は86.4歳、健康寿命が83.2歳ということでした。町としては、高齢者になってもより長く健康でいられることを目標に、介護予防などと連携した健康づくり施策をさらに推進していきたいとのお考えを伺いました。

まさに今の時代、国全体の大きな転換期として、本格的な人口減少、超高齢社会を迎える中、地方自治体における最大の責務の1つは、住民一人一人が住み慣れた地域で最後まで自分らしく元気に暮らせる健康寿命の延伸を実現することにあります。

本町みなかみ町においても、高齢化に伴う社会保障費の増大、さらには地域コミュニティの希薄化や高齢者の孤立化への対応が急務となっております。これまでの福祉施策は、病気になった後、あるいは介護が必要になった後に公的サービスを適用する事後対応型や、単発の健康イベントへの参加を促す一過性の取組が中心になりがちでした。しかし、これからの時代に求められるのは、住民の日常生活に寄り添い、健康の段階から緩やかにかつ持続的に関わり続ける伴走型の健康福祉への転換であると考えます。

まず、伴走型福祉の具体的な進め方について伺います。

高齢者の健康維持や認知症予防を進める上で、従来の行政がメニューを用意して待つ姿勢から脱却し、住民へ多角的なアプローチをしていく必要があると思います。情報が届きにくい世帯に対し、従来の広報紙や回覧板だけではなく、ホームページやSNSの活用、さらには必要に応じ対面での声かけ、電話や戸別訪問など、届ける努力をどのようにしていくのか。通告書の1つ目、2つ目と重なる部分もあるかと思いますので、併せて町の認識を伺います。

議長（小林 洋君） 町長阿部賢一君。町長。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 鈴木美香議員の一般質問に答弁をさせていただきます。

必要性、周知方法ということでもいいんですかね。最後までたどり着けるように頑張りたいでしょう。

鈴木美香議員のご質問にお答えします。

当町においては、健康寿命の延伸を目指し、特定健診、後期高齢者健康診査、若年者健康診査を主軸に実施をしております。これにより生活習慣病の早期発見、早期対策に努めるとともに、多角的な集団健診、個別健診の併用による利便性の向上に取り組んでおります。

また、早期対策の一環として、食生活改善を目的とした料理教室や体力増進を目的とした運動教室などにも取り組み、フレイル予防においては、社会福祉協議会に委託し、月2回教室を開催、うち年12回理学療法士を招いて開催をしております。開催方法としては、回覧、ホームページでの周知など多方面から周知を行っており、社会福祉協議会に委託しているフレイル予防においては、地域包括支援センターに対象者を選定していただき、保

険制度や健康に関するリーフレット配布など、重要性についても周知を行っているところ
であります。

参画はいいんですかね。

では、ここで、取りあえず一次答弁とさせていただきます。

議 長（小林 洋君） 鈴木君。

（7 番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 多角的なアプローチを期待しております。

また、健康づくりの場に参加したくても足がない、近くで開催されていない、知り合い
がいなくて気後れするといった声がよく聞かれます。まさに参加の障害がそこにあると感
じております。

多くの参画場所の確保や、移動支援、緩やかな参加条件の提示など、誰もが参加しやす
い場の創出にどう取り組むのかお答えください。

議 長（小林 洋君） 町長。阿部町長。

町 長（阿部賢一君） 個別の足とかというお話だと思います。同時に、これからも多くの住民の方
に参加していただけるよう、社会福祉協議会に委託し、送迎つきのフレイル予防教室や各
地区でのサロンの開催に取り組んでいきたいというふうに考えております。

議 長（小林 洋君） 鈴木君。

（7 番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） やはり1つそういう健康教室に参加すると、また次のやつも参加するという
ような形で、同じ人がどうしても教室に通いやすくなってしまうこともあります。参加者
が偏ることのないよう、たくさんの方が参加できる方策をお願いしたいと思います。

介護を受ける理由には様々な要因がありますが、その1つに認知症があります。現在、み
ななみ町の65歳以上の人口に群馬県平均の要介護度別認定率を当てはめて比較しますと、
本町の実績値が推計値を1割近く上回っております。しかし、要介護度3以上に限ってみ
れば、群馬県の平均値とほぼ変わりません。つまり、本町には軽度の段階にある方が非常
に多いという実態が見えております。

この軽度の段階にある方々に、予防意識を持ち、積極的な予防介入を受けた場合、推計
を当てはめると、その16%から40%が健常群へ戻ると言われております。早期から
予防意識を持っていただくことこそが回復への行動変容を促す上で最も効果的であると考
えます。

そのツールとして、あたまの健康チェックというものがございます。その導入が有効と
考えております。これは、従来の認知症の有無を確認する検査ではなく、健常域から軽度
認知障害（MCI）域における状態評価を行うものです。日常生活に支障がない時期から
記憶力の状態や変化を確認でき、所要時間は約10分間。対面する担当者による検査の提
供に特別な知識や経験は必要なく、電話を通じたりリモート受診も可能であり、費用は検査
1件当たり税込み4,378円、この検診手法は100歳未満の30代でも、若年層から
受けられ、ここが重要なのですが、脳が健康だと思われる方や物忘れの訴えのない方も対
象となる点です。

さらに、私がこの検査を提案する大きな理由として、国の認知症予防事業IROOPの公式認知機能評価法としても採用されている点が挙げられます。日本脳ドック学会の認定施設をはじめ、研究機関、大学、そして全国の多くの自治体で導入されている信頼性の高い手法であることも申し添えさせていただきます。

脳の健康状態を無症状の段階から可視化することは、頭部の健康維持への意識を高め、早い対処を可能にします。本人が客観的に状態を把握できれば、自主的な予防行動につながるだけではなく、ご家族が認知症外来への受診を勧める際の心理的負担も大きく軽減されます。

本人の予防意識向上と、ご家族への支援を両立する本検査について、町民の受診機会を創出するべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 認知症と言われると、60歳を過ぎるとちょっと自分も心配になってしまいます。

前回、答弁させていただきましたが、認知症は、その前段階であるMCI、軽度認知障害の段階であれば、適切な対策により健全な状態へ回復する可能性がある、先ほどご紹介いただきました。そのため、早期発見、早期対応が極めて重要であると認識はしております。

医療分野では、認知症の進行を緩やかにする薬剤の開発、また、認知症そのものを改善する薬剤の開発など、認知症に関する医学的な研究は進んでいるようですが、やはり保険適用外の薬価は高額であり、一般的な普及になると依然として課題は多くあるように思っております。

現在、町では、高齢介護分野になりますが、地域包括支援センターの専門職による総合相談とチェックリスト等による症状の早期発見、また、認知症疾患医療センターと連携した認知症初期集中支援事業により、医療や介護につながっていない方などに、初期に集中的に適切な支援を行い、関係機関につなげる事業を実施するなど、認知症になっても住み慣れた地域で暮らせる体制づくりに努めております。

ご提案をいただきました頭部の健康チェックについては、脳の健康状態を簡易に把握できる検査であり、開発者のホームページを拝見しますと、自治体においても採用している例があることは確認させていただきました。

健診時の導入についてですが、広く住民の皆様を対象とした取組である場合、検査時における健診業務従事者の確保や、検査実施体制の確立、そして、検査後のフォロー、併せて財政面も含めた検討が必要となります。小規模なイベントでの利活用等が現実的かもしれませんが、いずれにしても、現在、町が取り組んでいる認知症対策を踏まえつつ、ご提案のあった検査内容等の費用対効果等について、継続的に検討を行っていただければと考えております。

町では、認知症予防に限らず、今後とも町民の皆様の健康維持増進や健康寿命の延伸に資するよう、先進事例に係る情報を積極的に収集するとともに、様々な観点から施策を展開していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 検討していただけるということで、一步進んだかなと思います。

本検査で可視化されたデータは、個人のみならず、町全体の福祉政策における重要指標となります。全国共通の指標を基に、機能低下の兆候がある方を早期にスクリーニングすることで、行政、福祉からの積極的なアプローチが可能となります。これは多くの先進事例によって既に証明されている事実です。

このデータが示す実態に対し、ご本人も早期に予防意識を持っていただくことが最も効果的な投資だと思っております。その結果、機能回復を促し、将来的な社会コストの軽減が期待できます。再度、町のお考えをお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 町の考えとしては、やはり健康寿命とは、病気や介護を必要とせず、自立した生活を送れる期間であり、その延伸が重要であると認識しております。健康寿命の延伸のため、町民参加の促進や職域連携の推進による協働的な取組も検討してまいります。

また、認知症対策を含む介護分野につきましては、早期発見、症状初期段階での適切な支援と進行遅延を図り、健康チェックイベントの開催や健康管理アプリの導入により健康指標の明示や可視化を行い、福祉ふれあいフェスティバルや介護予防クラブの拡充なども検討してまいります。

こうした施策の強化が、介護予防と健康寿命の延伸に不可欠であるというふうに考えております。今後も、健康診査から介護予防に至るまで、包括的な伴走型健康増進事業として、一層の充実を図っていききたいというふうに考えております。

当然、健康寿命で誰もが長くいたいというのは当然、やはりそれを町、福祉行政においてもしっかりと支えるということは大事だと思っております。この町で誰もが大切な人と笑顔で日常が送れる日が長く続くように、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 町では本当に様々なイベントとか、そういう働きかけ施策を行っておりますが、やはり足がないということもございまして、出られる方は出られる、出られない方はなかなか出ることができないというそのハードルというのを少しでも下げて、皆さんが出かけるきっかけづくりというのも力を入れていただきたいと思います。

未来への投資は子育て世代に限るものではありません。今こそ高齢化が進む我が町において、全世代への社会支援を行うべきだと考えております。

続きまして、2つ目の「みなかみ18湯」についての質問ですが、先月28日の上毛新聞に、仮称として温泉文化カンファレンスの初開催地が我がみなかみ町で開催されるという記事を拝見いたしました。この準備を踏まえ、ベストなタイミングでの質問ができるかなと思っております。

「みなかみ18湯」、この言葉は水上温泉郷の9湯、猿ヶ京・三国温泉郷の5湯、そし

て月夜野・上牧温泉郷の4湯を総称した我が町が世界に誇る唯一無二の観光ブランドであり、地域資源であります。

しかし、時代とともに社会情勢や観光客のニーズは激変しております。かつての団体旅行中心の時代から個人旅行、さらには、体験型ウェルネスへとシフトする中で、私たちが掲げる18湯というブランドが、今本当の意味で機能しているのか、立ち止まって検証する時期に来ているのではないのでしょうか。

また、少子高齢化、人口減少が進む中で、これら貴重な地域資源を維持発展させ、次世代へと継承していくためには、単なるイメージ戦略にとどまらないシビアな実情分析、明確なターゲット設定、そして、持続可能な財源確保の視点が不可欠です。

そこで今回は、みなかみ18湯の現状と課題、今後の展開、さらには、具体的なプロモーション活動について、町当局の明確な見解を伺います。

まず、実情について伺います。

現在、我が町は、みなかみ18湯を広くアピールしております。町長ご自身も、様々な会合でご挨拶、折々のご挨拶する際のキーワードの1つになっているかと思います。しかしながら、18湯の温泉地の中には、現状の利用実態や営業、供給体制において、かつてのようなにぎわいを維持することが難しくなっている温泉地も見受けられます。

行政として、現在、18湯をうたう条件や定義をどのように整理されているのか、まずはその実情をお答えください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 18湯、そんなにいろいろな場面であんまりそんなに言っていないような、温泉は多いとは言っていますけれども、あんまりそんなような記憶、言っていないんですけれども、美香議員がそういう認識なんだと思います。

みなかみ18湯とは、当町における18湯の温泉地を総称した呼び名で、数多くある源泉ではなく、宿泊施設のある温泉地を指しており、広く観光PRに使用されております。

先ほど、温泉文化カンファレンスが、みなかみで一番最初に開かれると言っていましたよね。この間の県議会の一般質問で知事が答弁して、みなかみで一番最初にやるというお話でした。

3町村合併時、町内各地の温泉地を、平仮名の「みなかみ町」の温泉地としてどう表現するか、関係者間で議論され、例えば水上温泉郷だったり、奥利根温泉郷などの案が出されたというふうに聞いております。しかし、当町は、温泉大国である群馬県の中でも最も多くの温泉地を誇る町であり、最終的には、その数の多さを感じられる名前がよいとの見解になったそうであります。

同じ頃、群馬県の温泉に特化した文筆家の小暮淳先生を中心とした編さんチームが立ち上がり、上毛新聞社から、みなかみ町の温泉旅館をもれなく紹介する書籍の発刊が検討されました。その書籍の名が「みなかみ18湯」で、この名称がよいと関係者の賛同を得て決まったと伺っております。

命名当初から、懸念事項は、温泉地が増減した場合の取扱いでした。最初の議論では、18温泉の数が変わっても18の数字は語呂がよく、日本的には、私の十八番や数が多い

という象徴的な意味も感じられるとのことから、最終的に全温泉地の皆様の合意を得て、今に至っているというふうに伺っております。

現在は、営業をされていないお宿の温泉地もありますが、みなかみ18湯は大切な名称として守り続けていきたいということが関係者の間でも共有されているところでございます。観光PRなどで広く使われてきた名称であり、単なる数の説明ではなく、町を代表する観光ブランドとしての呼称であると捉えさせていただいております。

実情については、こういうことです。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 本のタイトルからというところもありながら、たくさんの源泉がある場所としてのイメージはすごくつきやすい名称だと、呼称だと思います。

次に、課題として、現在休業状態にある赤岩温泉の現状、休館している町営上牧温泉風和の湯も含めて、今何が起きているのかを正確に把握していかなければなりません。

また、現在、観光客に向けた施策を展開しておりますが、現状のターゲット層はどこにあるのでしょうか。

単に温泉地の数を誇るだけではなく、それぞれの泉質やロケーションの特性を生かし、どのような客層にどのような体験価値を提供していくのか。一過性の観光消費から、リピーターに愛される、選ばれる温泉地になるための、今後の具体的な観光戦略を伺います。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） これまで申し上げましたとおり、18湯は多くの温泉地の総称であり、当然、美香議員もご承知だと思いますが、それぞれに特徴があるため、温泉地により客層は異なっております。

したがって、ターゲットとしては、あらゆる客層の方に対応していると考えております。ユネスコエコパーク（BR）に象徴される豊かな自然と人々の営みを生かしたまちづくり、そして、観光戦略を基盤としながら、さらなるファンづくり、そしてリピーター増加に取り組んでいきたいと考えており、温泉地としてのブランド価値をさらに高めるとともに、多様な泉質や温泉地ごとの個性といった本町ならではの魅力の発信に努めてまいりたいと考えております。

自分もいろいろ、町外でいろいろな会議とかイベントとか、県外を含めて、いろいろな方とお会いしてお話しをする機会があります。誰とは言いませんけれども、相当著名な、いろいろな政治家でも、結構な方にも、阿部町長、この間、みなかみに行ってきた、あの料理がよかったとか、あと、いろいろなほかの首長さんも、女房とプライベートでみなかみの何々温泉行ってきてよかったというような、何人からも聞いて。そこで、またぜひみなかみに来てくださいというお話はさせていただいております。

やはり、客層自体も草津温泉とはちょっと異なりまして、いろいろプライベートですとか、家族だったり、大勢の方が県外から来ていて、そういうお話をいただいている。だから、またそこで営業をかけて、ぜひまた来てくださいという話はさせていただいております。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 町長自らトップセールスありがとうございます。

もう本当にリピーターに選ばれる場所として、今後つなげていかななくてはならないと思っております。その中で、やっぱり課題として挙げさせていただいた赤岩温泉とか、風和の湯とかというところも、ちょっと日帰り温泉、町営なのに開いていないねというような声もありますので、その辺の整理というか、今後の展開というのが必要なかなと思っております。課題対策の急務が必要と考えております。

みなかみ18湯には、温泉プロモーションとして、本町の温泉地をキャラクター化し、PR活動を行ってきた泉極ガールズがごございます。この活動は、地域を盛り上げるユニークな取組として知られておりますが、一方で、その運営の実態が見えにくいという声もあります。

この泉極ガールズの活動は、いつ、どこで、誰が取りまとめて展開しているものなのでしょう。また、その活動資金となる出資元はどこなのか。行政からの補助金や委託料など公金が投入されているのかを含め、現在の運営体制と、町としての関わり方、評価についてクリアにお答えください。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 泉極ガールズは、町村合併10周年記念事業のみなComing体操のPR企画を公募した際に応募があり、採用されたものであります。泉極ガールズの制作、著作権、運営主体は民間会社にあります。みなかみの18温泉地に目を向けた作者が、18温泉地にキャラクターを制作していたところ、10周年記念事業のタイミングと重なり採用されたことで、お披露目する展開となったようです。全国で初の温泉地キャラクターであったため、その後、全国展開も検討していましたが、大手の全国温泉地キャラクター誕生やコロナ禍により自主的に活動が停止となったようです。その後、制作者がみなかみ町に活動拠点の1つを移したことをきっかけに、昨年度より活動を再開されたようです。

町主催のイベントに出演をいただく際には、委託料をお支払いをしております。補助金などは支出はしておりません。

18湯をより多くの方に知っていただき、利用していただけるよう、議員提案の湯巡りキャラクターの再活用と宣伝の強化や、町民の方への利用促進について、観光協会をはじめ関係者とともに検討し、温泉地を盛り上げていきたいというふうに考えております。

あくまでも、著作権は民間の方だということでご理解をいただきたいと思います。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 民間が主体、民間によるものということが明確になりました。

やはりみなかみ18湯をうたっているところもごございますので、町もやっぱり管理というか、していく部分が多少なりともあるのかななんて思っております。どこで何をしているのか分からないというようなキャラクターになってしまうというのだけは避けていただきたいなと思っておりますが、その辺のところはどうでしょう。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 関与といっても、民間で著作権があるので、町が関与する必要はないというふうに思っています。

ですから、この間も生涯スポーツフェスティバルに3名の方が来て、出演していただいていたと思います。それはそれで、そこで負担金ということでお支払いをしているんだと思います。

あくまでも、町で抱えているものではない。ですから、民間の方が持っているものから、もし何かのイベントで出演してもらうときは、町がお支払いを、負担をして、出てもらうという形で、あくまでも民間の著作権であり、民間で抱えているアイドルなんだと思います。アイドルというか、そういう形なんだと思います。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） やはり、人がやるものなので、民間がやるということで、ちょっと何というんでしょう、ほかの地域でみなかみの18湯をうたっているというところがありますので、ある程度私たち議員も、そういうところをチェックさせていただきながら、チェックというか、させていただきながら、どのような展開をしていくのか見守っていく必要があるのかなと思っております。

大自然の恵みとともに、豊かな温泉文化に彩られた我がみなかみ町にあるみなかみ18湯は、先人たちが守り育ててきた最大の財産です。だからこそ、実情に目をつぶるのではなく、時代に即したリブランディングを行うことが急務です。これからの観光戦略は、単に数ではなく、質を高め、地域を豊かにすることへの転換が求められています。温泉カンファレンスの開催を機に、我が町の温泉文化が次の時代も輝き続けるための抜本的な取組に期待しております。

続きまして、3つ目の質問になります。

総務省が2026年3月27日に発出したふるさと住民登録制度の本町における今後の参画意向と方針について伺います。

本町ではこれまで、二拠点居住の促進や交流人口、関係人口の創出に積極的に取り組んできました。町長が掲げられているみなかみファンクラブ構想、そして、総合計画等にございますみなかみサポーター制度の構築と地域間交流を見ますと、まさにこの制度と重なる部分が多々あります。町外在住で本町にゆかりのある方、みなかみユネスコエコパークやSDGsの取組に賛同いただける方々をサポーターとして募り、電子地域通貨システムなども活用しながら、首都圏等の都市住民と協働していく、この仕組みをさらに加速させるためにも、このふるさと住民登録制度との連動が期待されます。

そこで、国が実証実験を踏まえ、全国規模の展開を目指すこの制度について、まずは本制度へ参入する意思があるのか伺います。

あるなら、通告書どおり質問を1つ1つお伺いしたいので、ある、と一言でいいです。ないとすれば、その理由と、今後の可能性についてどう捉えているのかお伺いします。

議長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） あるかなしということで、当然、あります。

以上です。

議 長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） あるということです、その場合、本町における具体的な目的や期待する効果について伺います。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 総務省が推進しておりますふるさと住民登録制度は、これまで本町が培ってまいりました地域振興策が見える化し、さらに強固なものへと発展させるための極めて有効なツールであるというふうに認識をしております。

この制度を活用することについては、一部に事務の煩雑さといった懸案事項も指摘されておりますが、本町といたしましては、これまで定量的な把握が難しかったみなかみ町のファンの皆様や、二地域居住者の皆様に関する情報をデータとして集約できる点に大きな可能性を感じております。

本制度の導入により、専用アプリを通じて、これらの皆様の具体的なニーズをダイレクトに把握し、また、本町からの情報をよりの確にお届けすることが可能になるかと考えております。

利根川源流の町である本町といたしましては、流域に住む多くの皆様のみなかみファンとして積極的に取り組み、これにより関係人口のさらなる拡大と、将来的には定住の促進へとつなげていきたいと考えております。

ただこれも、ただ人数が増えればよいという問題ではないので、その辺誤解がないようにしていただきたいと思います。

議 長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） やはりそういう国の施策というのをうまく使っていただきたいと思います。

参入に向けた今後のスケジュールや町内での準備状況について伺います。

議 長（小林 洋君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 総務省は、2026年度中の先行モデル運用を経て、2027年3月から本格運用を予定しており、自治体側は、今夏、この夏頃までに独自のコンテンツや受入れ体制を検討することとなっています。

まだ具体的に町内における準備が進んでおりませんが、町がこれまで取り組んできた二地域居住やみなかみファンクラブなどの関係人口創出につながる取組を、今後も国の情報を注視しながらしっかりと連携させ、体制を整え、ユネスコエコパーク（BR）をベースとしたみなかみ町の取組に賛同いただける、1人でも多くの方に登録いただけるように、しっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 先ほど町長、数だけではないというふうにおっしゃられました。

今朝の上毛新聞の論説の最後に、豊かな自然に魅了され、移住する人たちもいる。定住者の増加やハードルも高いが、交流人口を増やすことは地域ににぎわいをもたらす効果もあると書いてありました。ユネスコエコパーク登録やSDGs未来都市認定など、時代の実見を見据えたフットワークのよさを生かし、国策に打てば応える自治体としてのみなかみ町に期待しております。

4つ目の質問です。行政におけるサイバーセキュリティ強化の取組について伺います。

テクニカルな専門分野についてこの場で質問することは、正直私自身でも勇気が要りました。しかし、専門家ではないからこそ、住民の大切な個人情報を守る行政のセキュリティ対策は常に注視し続けなければならない重要な課題であると考え、質問させていただきます。

現在のネット社会は広域化が進み、たった一度の誤ったクリックが重大なインシデントに直結するリスクを常にはらんでいます。国からも、地方自治法改正に基づき、サイバーセキュリティ方針策定が義務づけられましたが、本町における策定はどのように進んでいるでしょうか。

議長（小林 洋君） 町長。

町長（阿部賢一君） 昨今のデジタル化の進展に伴い、情報セキュリティの確保は、行政運営における喫緊かつ継続的な課題であるというふうに認識をさせていただいております。国の改正地方自治法の施行に伴い、サイバーセキュリティ確保のための方針策定が求められている件でございますが、本町では、みなかみ町情報セキュリティポリシーを令和6年4月1日に全面的に改定し施行しております。このポリシーは、情報資産の機密性、完全性、可用性を維持するための基本方針、対策基準、実施手順から構成されており、国の示す基準に準拠した形で策定しました。

なお、町のホームページにも概要版を公表しているところであります。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 昨年公開された、私たち議員にも情報をいただきました情報セキュリティポリシーの概要がそれに当たるということです。そこには、管理体制などが定められていますが、現代の情報化社会において、ランサムウェアをはじめとするサイバー攻撃の手口は、日々高度化、多様化しております。住民情報や行政システムを守るためには、ハード面の強化だけでなく、それを扱う職員や関係事業者のサイバーリテラシー向上が絶対に欠かせません。

そこで伺います。

昨今、増え続けるサイバー攻撃の脅威から重要データやシステムも守るために、職員及び関係者のリテラシーを向上させる具体的な対策はどのように取られておりますでしょうか。

議長（小林 洋君） 副町長茂木直人君。

（副町長 茂木直人君登壇）

副町長（茂木直人君） 本件につきましては、役場の最高情報セキュリティ責任者であるCISO、

チーフ・インフォメーション・セキュリティー・オフィサーである私の立場から答弁させていただければと思います。

職員のサイバーセキュリティ、サイバーリテラシーの向上につきましては、役場における情報セキュリティ対策の根幹でありまして、行政運営上の最重要課題の1つであるというふうに認識をしております。

サイバー攻撃は年々巧妙化、また多様化をしております、複数の大企業が攻撃に遭いまして、機能停止に追い込まれた事例というのは記憶に新しいところでございます。

公務の職場におきましても同様のリスクは現実的な脅威でありまして、行政運営上の機密情報や、住民の個人情報が一歩でも漏えいをすれば、町に対する信頼が一瞬にして損なわれるだけでなく、町民の財産、健康、また、生命にまで影響を及ぼしかねません。

本町では、CISOを統括責任者とした管理体制を敷いております、技術的な対策に加えて、組織的統制並びに人的統制を含めた多層的対策を講じております。そして、職員全員が情報セキュリティポリシーの内容をしっかりと受け止めて理解をしてもらえるように、デジタル媒体にてハンドブックを作成をいたしまして、周知を行っております。

加えて、情報セキュリティに関する研修を計画的かつ継続的に実施をしまして、職員のセキュリティーに対しての知識と意識の向上を図っております。

以上でございます。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 副町長から、セキュリティーのその研修というのを行ったというふうに伺いました。2024年度の施策マネジメントシートでは、セキュリティポリシーにのっとった研修を2回開催したとありますが、それ以降、直近に行っているのであれば、具体的にその内容と手法を教えてください。

議長（小林 洋君） 副町長茂木君。

副町長（茂木直人君） 職員向けの研修の具体的な内容についてというご質問でございますけれども、情報セキュリティは一部の担当部署のみの課題ではなくて、職員一人一人の意識と行動によって支えられるべきものであると考えておりまして、組織全体の責務であると認識をしております。

2024年度のことを言及されていましたが、2024年度、令和6年度に実施をしました研修では、このポリシーの改定に伴いまして、その趣旨と運用について重点的に研修を実施をいたしました。内容としますと、情報資産の適切な管理、また、標的型攻撃への対応、インシデント発生時の初動処置など、実務に則したものを実施をしております。

令和7年度につきましては、令和6年度に受講しなかった職員を対象として同様の研修を実施をしております。サイバー関係、新たな脅威が続々と誕生しておりますので、今後も継続して行ってまいりたいと思っております。

また、このインシデントの多くというのは、システム上の脆弱性よりも、パスワードの管理の不備であったり、不信なメールへの対応の誤りなど、いわゆる単純なヒューマンエ

ラーに起因することが多いとされております。強固なシステムを導入しても、最終的な防御線というのは人であるというふうに捉えております。

この研修方法には、振り返りを行いまして、その結果、翌年度の研修の内容に反映するなど、しっかりとPDCAサイクルによる改善を行いつつ、研修のほうを計画をしております。

また、特定個人情報の取扱い研修につきましても実施をしております、特定個人情報制度の理解を図って留意事項を学ぶ研修と併せて実施するなど、職員一人一人が情報セキュリティの重要性を再認識をして、日々の業務における具体的な行動につなげるよう努めております。

以上でございます。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 職員一人一人がやはりパソコンに向き合っておりますので、ネット社会のこの脅威に対して、真剣に向き合っていただきたいと思います。

万が一、研修はしましたというご報告、ご答弁いただきました。万が一の事態を想定したインシデント対応訓練、もし誤ってしまったときの対応訓練というのは実施されましたでしょうか。未実施であれば、今後の予定を、実施済みであれば、その時期と内容を伺います。

議長（小林 洋君） 副町長。

（副町長 茂木直人君登壇）

副町長（茂木直人君） インシデントの対応訓練につきましては、先ほど町長からも答弁させていただきましたみなかみ町情報セキュリティポリシーに、最高情報セキュリティ責任者は緊急時対応を想定した訓練を定期的実施しなければならないというふうに明記をされております。

ちょっと過去になるんですけども、令和5年度に沼田警察署と合同で疑似的な攻撃メールを職員に送信をして、メールを開封をしてしまった職員ですとか、また添付ファイルを開いてしまった職員を特定をしまして、その後の対応状況などを確認をしました。また、訓練後には、適切な対応方法について周知を行ったところであります。

その後、研修は間が空いてしまっているんですが、今年度はまた新たなポリシーに沿って訓練のほうを実施をしてみたいと考えております。

また、令和6年度に戻りますけれども、基幹系システムを取り扱う部署の管理職、課長補佐に参加をいただきまして、インシデント発生時に被害を最小限に抑えるための実地演習を行って、インシデント発生時の対応訓練を実施したところでございます。加えて、電子版のハンドブックを作成をいたしまして、日常業務の中で参照していただくこととしております。職員一人一人の適切な判断と高い意識こそが、繰り返しになりますけれども最大の防御力であるとの考えの下で、継続的な意識向上に取り組んでおります。

また、直接的なDXの担当ですね、今年からは組織変わりました、総務DX係となりましたけれども、その直接の担当職員は毎年、国立研究開発法人情報通信研究機構、いわ

ゆるNICTというところが実施をする専門研修にも参加をしまして、高度な知見の習得を図っているところでございます。

以上でございます。

議長（小林 洋君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 職員一人一人が一定の基準で学び続けられるよう、eラーニングシステムの活用なども含め、定期的な学習機会を創出していただきたいと思います。

本日は、急ぎ足ではありましたが、4つの質問をさせていただきました。伴走型の健康福祉を実施、実践していくためには、行政の各課が縦割りを排し、福祉、保健、さらには観光や交通に関わる部署が有機的に連携することが不可欠です。住民にここまで寄り添ってくれるのかと感じてもらえるような情報発信と、外に出たくなる環境づくり、そして、あたまの健康チェックをはじめとする科学的アプローチの導入を強く要望いたします。

そこに伴う健康寿命の延伸は、結果として、町の医療費や介護給付費の抑制につながり、ひいては持続可能なまちづくりの基盤となります。何より、町民一人一人の幸福度を高める施策であると確信しております。

そして、本町の宝であるみなかみ18湯は、改めて地域に根差し、観光はもとより、町民の健康増進への利活用が重なることを願っております。国の観光戦略は、みなかみが先駆けて進めてきたことであるとの思いは当局側と同じだと思います。だからこそ、効果や結果に結びつくよう、波に乗ることも大事だと考えております。サイバーセキュリティも同様に、しっかりとした対応が必須です。安心した社会、しなやかな町政運営を求めて、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小林 洋君） これにて7番鈴木美香君の質問を終わります。

散 会

議長（小林 洋君） 以上で本日の議事日程第1号に付されました案件は全て終了いたしました。

明日、6月5日は、午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでした。

（午後 2時36分 散会）